

伊丹市新庁舎整備基本計画



伊丹市
平成30年3月
(2018年)

目 次

<本編>

はじめに	1
I. 現庁舎を取り巻く現状と課題	2
1 現庁舎の概要	2
2 庁舎周辺公共施設の概要	3
3 建設場所の立地・景観・環境特性等	4
4 現状と課題	7
5 これまでの検討経過	11
II. 新庁舎整備にあたり考慮する関連計画	15
III. 新庁舎整備の基本的な考え方	16
1 安全・安心の庁舎	17
2 多機能で誰もが利用しやすい庁舎	20
3 環境に配慮した庁舎	23
4 質の高い行政サービスを実現する庁舎	27
IV. 規模の算定及び配置計画	30
1 庁舎規模の算定	30
2 敷地の利用計画	32
V. 議会整備の方向性	36
VI. 事業方式の計画	37
1 事業方式の検討の考え方	37
2 事業手法	38
3 発注・選定手法	40
4 概算事業費と財源	42
5 建設スケジュール	43
6 事業実施にあたっての各種法的手続き及び必要事項	44
VII. 今後の検討にあたって	45
1 新庁舎の規模・配置計画	45
2 新庁舎周辺エリアの利活用とまちづくり	45
3 市民が利用できる多目的スペースについて	45
4 北側緑地の樹木の再利用・有効活用について	45
5 整備費用等（事業費及び維持管理費）	45
6 庁舎東館（防災センター）を含む東側建物	45
おわりに	46

＜資料編＞

- 1 伊丹市新庁舎整備推進本部 資 - 1
- 2 市民アンケート調査結果 資 - 7
- 3 新庁舎 規模の算定について 資 - 23
- 4 パブリックコメント結果 資 - 35

はじめに

現在の庁舎は、昭和 47 年（1972 年）に建築されてから 45 年が経過し、平成 7 年（1995 年）には阪神・淡路大震災を経験しています。庁舎の耐震補強や建て替えに関して検討した結果、現位置での建て替えが最も優位であると判断し、2021 年度（平成 33 年度）～2030 年度（平成 42 年度）の間に検討を行うスケジュールとしていました。

しかしながら、平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震では、当該地域の庁舎等が被災し、災害対応に遅れが生じたことを踏まえ、本市は、災害復興の拠点施設となる庁舎機能の業務継続の重要性を改めて認識し、また、来庁者や職員等の安全性を確保するため、スケジュールの前倒しを決断し、2020 年度（平成 32 年度）に建設工事に着工し、2022 年度（平成 34 年度）からの新庁舎での業務開始を目指すこととしました。

新庁舎建設に向けて、平成 29 年（2017 年）6 月に「伊丹市新庁舎整備推進本部」を設置し、平成 29 年（2017 年）9 月には本計画の策定に着手してまいりました。

そして、この度、市民アンケート調査やパブリックコメントを通して多くの市民の方々から頂いたご意見も踏まえ、本市が目指す庁舎像を明らかにし、基本設計に向けた基本的な指針となる伊丹市新庁舎整備基本計画を策定しました。

今後は、本基本計画に基づき、有利な財源を確保することで市民負担の軽減を図り、「市民の安全・安心な暮らしを支え 夢と魅力があふれる庁舎」の実現に向けて、スピード感を持って着実に取り組んでまいります。



現庁舎の全体写真

平成 30 年（2018 年）3 月 伊丹市

I. 現庁舎を取り巻く現状と課題

1 現庁舎の概要

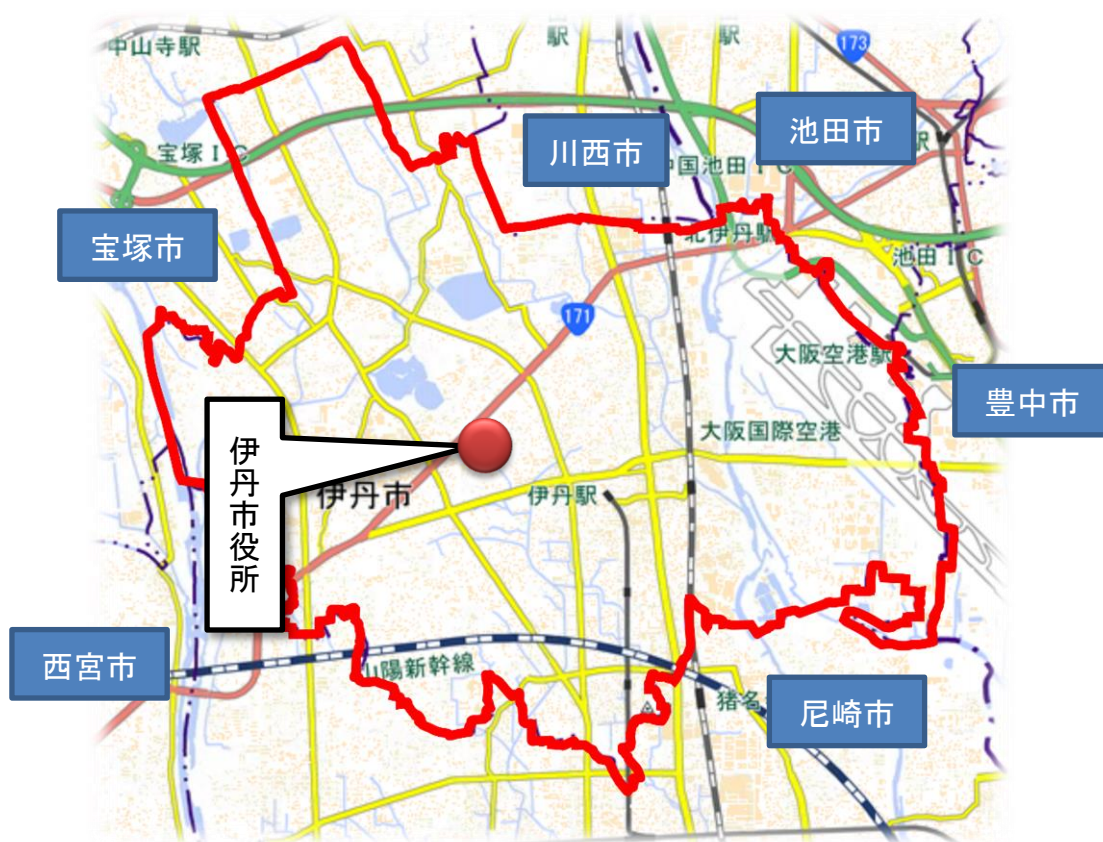
表 1【 現庁舎概要 】

項 目	内 容
場 所	伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
敷地面積	19,865 m ² (※1)
延床面積	21,220 m ² (※2)
建 築 年	昭和 47 年 (1972 年)
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建 (地下 2 階) 旧耐震基準：耐震性なし
駐 車 場	231 台 (【一般】133 台【公用】98 台)
用途地域	第 2 種住居地域・準住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%

※1 敷地面積 (19,865 m²) は、消防局・西消防署、上下水道局、庁舎東館 (防災センター) 等を含みます、総合教育センター、保健センター、北側緑地及び北側道路を含む。

※2 延床面積 (21,220 m²) は、消防局・西消防署、上下水道局、庁舎東館 (防災センター)、保健センターを含まない。

図 1【 現庁舎の位置 】



【出典】国土地理院 (電子国土 WEB) を加工して作成

2 庁舎周辺公共施設の概要

図 2 【 庁舎周辺公共施設配置図 】

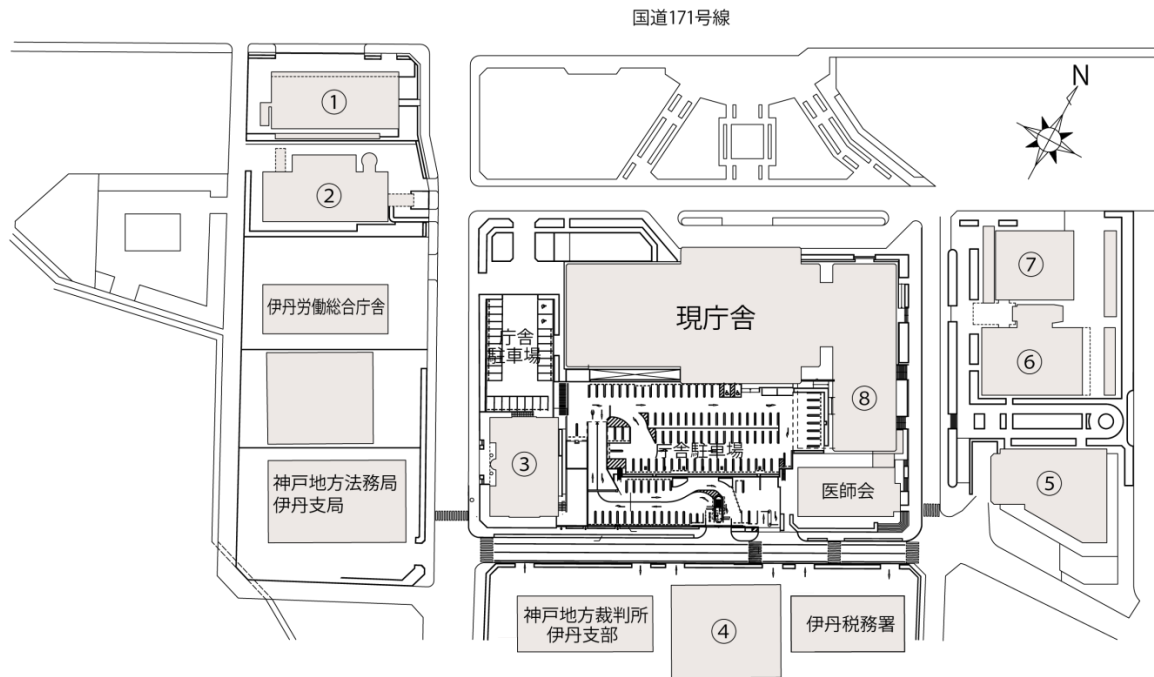


表 2 【 庁舎周辺公共施設概要 】

番号	名称	建築年	経過 年数	階数	延床面積	構造	耐震性
①	消防局・西消防署	昭和 47 年 (1972 年)	45 年	地上 3	2,305 m ²	RC	○
②	上下水道局	昭和 47 年 (1972 年)	45 年	地上 3 地下 1	2,485 m ²	RC	×
③	総合教育センター	平成 6 年 (1994 年)	23 年	地上 6	3,148 m ²	RC	○
④	こども発達支援センター	平成 28 年 (2016 年)	1 年	地上 4	2,796 m ²	RC	○
⑤	中央公民館 (※1)	昭和 48 年 (1973 年)	44 年	地上 3 地下 1	3,494 m ²	RC	×
⑥	庁舎東館 (防災センター)	昭和 48 年 (1973 年)	44 年	地上 4	2,359 m ²	RC	○
⑦	博物館	昭和 47 年 (1972 年)	45 年	地上 2 地下 2	1,857 m ²	RC	○
⑧	保健センター	昭和 60 年 (1985 年)	32 年	地上 3	1,496 m ²	RC	○

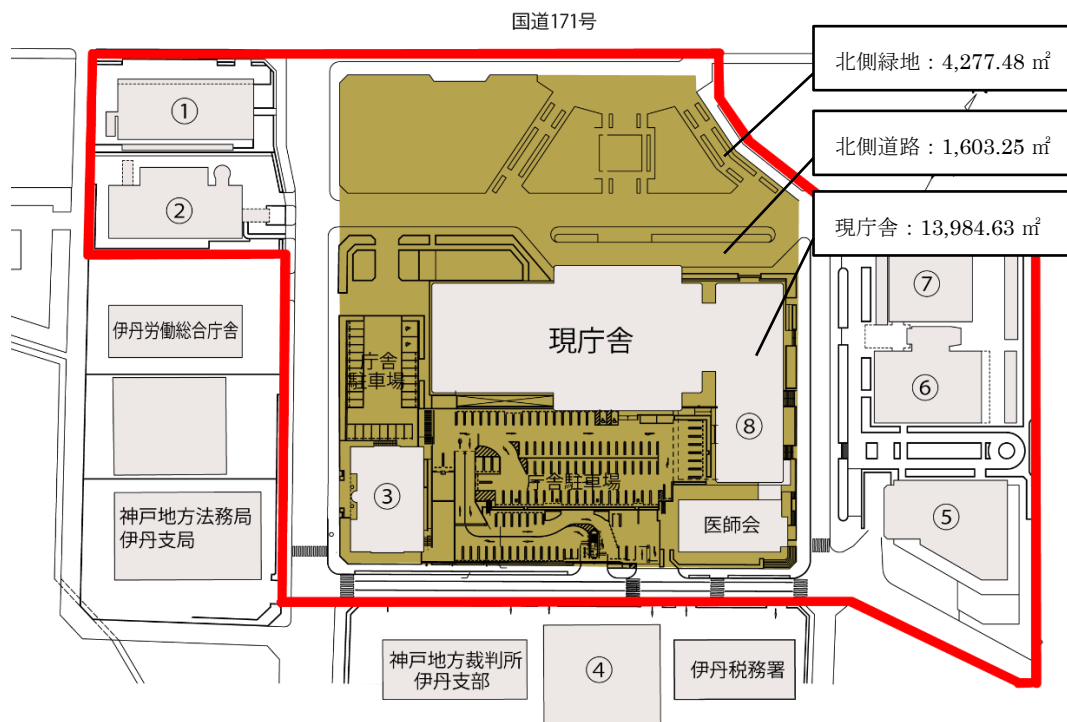
※1 中央公民館は 2020 年（平成 32 年）3 月末に機能移転予定

3 建設場所の立地・景観・環境特性等

1) 建設場所・敷地面積

新庁舎の建設場所は現庁舎の敷地内とし、庁舎周辺公共施設の敷地を含め以下のとおりとなります。

図 3 【 事業計画敷地概要 】



2) 形状・高低差

北側緑地は部分的に不整形な形状となりますが、その他の敷地はほぼ整形となります。

北側国道 171 号付近（標高約 25.0m）と南側市道千僧 4148 号線付近（標高約 21.9m）で約 3.1 m の高低差があります。

3) 各種規制・法的条件・日影規制

図 4 【 用途地域・地区総括図 】

【 航空写真 】



【出典】国土地理院空中写真データを加工して作成

凡 例		
市 界		—
市 街 化 区 域		■
市 街 化 調 整 区 域		■
用 途 地 域	地 域 名	容 積 率 建 ぺ い 率
	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度 10 m)	50 100
	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度 15 m)	50 100
	第三種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度 15 m)	60 150
	第一種中高層住居専用地域	50 200
	第二種中高層住居専用地域	60 200
	第一種住居地域	60 200
	第二種住居地域	60 200
	準住居地域	60 200
	近隣商業地域	80 200
	商業地域	80 300
	工業地域	80 400
城	準工業地域 (建築物の高さの限度 20 m)	60 200
	工業地域	60 200
	道路・水路・鉄道などの地物地勢 の境界線(境界線が不明な場合は境界線と見做す)	—
上の例によらない場合の地域境界線		
外壁後退距離の限度 10 m の地域界		

- 用途地域：第 2 種住居地域、準住居地域
- 容積率：200%
- 建ぺい率：60%
- 高度地区：第 3 種高度地区
- 防火地域・準防火地域：指定なし（法第 22 条区域）
- 日影規制：第 2 種住居地域・準住居地域とも 4 時間-2.5 時間
測定面 4.0m
- 航空法高さ制限：標高 57m 以下
- 電波伝搬障害：重要無線通信伝搬障害防止区域外

4) 景観配慮事項

新庁舎整備に係る建築物、工作物及び広告物については、伊丹市都市景観条例に基づく景観計画及び公共施設景観指針、並びに兵庫県屋外広告物条例に則り、周辺景観との調和に配慮します。

5) 電波障害

周辺地域への電波障害が発生する可能性は、ほぼないと考えられます。
工事中や工事完了後に、周辺地域に電波障害が発生した場合には、速やかに調査し、電波障害対策を実施します。

6) 交通渋滞等

庁舎北側は交通量の多い国道171号となっています。庁舎南側及び西側の市道については、国道171号に接続しており、車も多く、時間によっては混雑している状態です。

7) 気象概況

・降水量

平成19年(2007年)～28年(2016年)の年間総雨量の平均は1,354.15mmと、全国の年平均降水量(1,718mm)と比較しても少ない状況にあります。降雨は夏季に多く、冬季には晴天に恵まれるという瀬戸内海式気候の特徴を示しています。

・気温

平成28年度(2016年度)の平均気温は17.0℃と、一般に年間を通して温暖で降水量が少ないという瀬戸内海式気候を示しています。年最高気温は36.6℃、最低気温は-4.3℃であり、近年は最高気温の上昇が認められます。

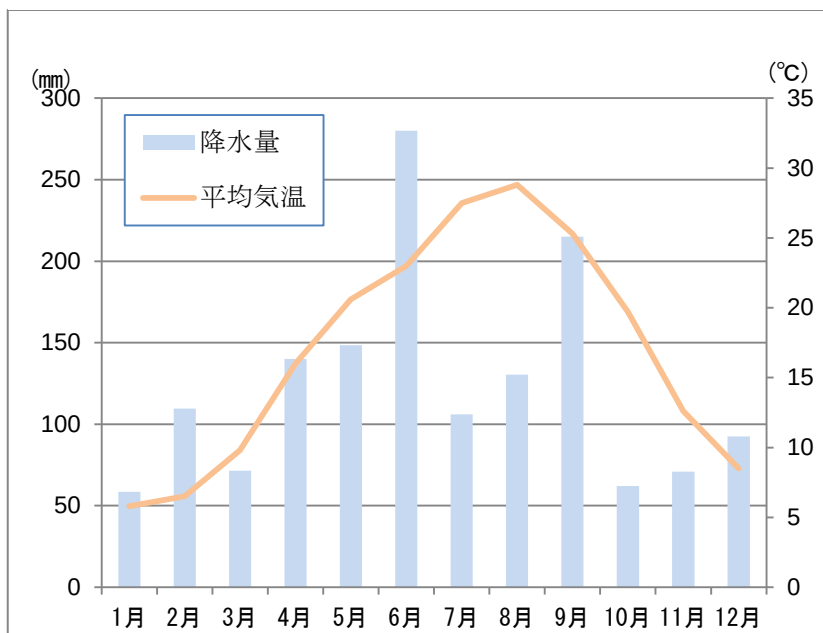
・日照・積雪

晴天と曇天・雨天の割合は3対1程度となっており、雨が少なく日照の多い地域です。積雪はほとんどなく過去10年間に於いても、7日程度の積雪となります。

・風向き

夏季は東寄りの風が生駒山地を、冬季には北寄りの風が六甲・長尾山地を越えて吹きおろすため、気温にかなりの影響を与えると同時に、雨の少ない気候をもたらしています。

図 5 【 平成 28 年度 (2016 年度) 気象概況 】



【出典】総務課統計

4 現状と課題

昭和 47 年（1972 年）に現在の場所に建設され、既に 45 年が経過しています。

平成 7 年（1995 年）に発生した阪神・淡路大震災では、阪急伊丹駅の駅舎崩壊をはじめ、一般住宅家屋の倒壊など多くの建築物が被災した中、庁舎は倒壊など大きな被害にはいたりませんでした。が、外壁のひび割れやタイルの落下などの被害を受けました。

表 3 【 阪神・淡路大震災の規模・被害状況 】

項目	全体	伊丹市
発生日	平成 7 年（1995 年）1 月 17 日 午前 5 時 46 分	
震源	兵庫県北淡町（現淡路市） 深さ 16km	
震度・規模	震度 7・M7.3	
地震型	逆断層・横ずれ型 直下型	
死者・不明者	6,437 人	23 人
住宅被害	全壊 104,906 棟	全壊 1,395 棟 半壊 7,499 棟
被害特徴	・家屋下敷きによる圧死が 80% ・火災被害多数	・阪急伊丹駅舎の崩壊

【 現庁舎における被災状況 】



書棚等の転倒



壁面のひび割れ

その後、復旧作業をはじめとした計画的な保全工事による適正な機能維持と並行して、ホストコンピュータの移設や、エレベーターの自動着床装置の設置、防火扉や防火シャッターの整備、外壁タイルの落下防止対策など、災害対策に関する工事を積極的に進めてきました。

しかしながら、庁舎よりも、市民が利用する公共施設の耐震化を優先し、特に子どもの安全・安心を目指し、平成 20 年（2008 年）9 月 1 日に公表しました「学校施設の安全安心宣言」以降、学校園の耐震化事業に取り組み、平成 23 年度（2011 年度）末には全ての市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を、平成 25 年度（2013 年度）には幼稚園施設を含め、全ての学校園施設の耐震化 100%を達成しました。また、市立保育所においても、平成 27 年度（2015 年度）に全ての耐震化が完了し、子どもたちが安全に、安心して通うことができるようになりました。

ただ、市民が利用する公共施設の耐震化を優先させてきたため、旧耐震基準¹（昭和 56 年（1981 年）以前）で設計された庁舎は、修繕を行っているものの、平成 14 年（2002 年）に実施した「伊丹市庁舎耐震診断設計（報告書）」では、「必要とされる耐震性能に対し 40～70%程度の耐力」と診断されています。また、耐震性の問題に加え、設備の老朽化、執務環境の狭あい化、ユニバーサルデザイン²への対応不足等多くの課題を抱えています。

【 耐震性 】

現庁舎は現行の耐震基準に適合しておらず、建物の耐震性に不安があり、大規模地震発生時における行政サービスの継続性に課題を抱えています。

平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震では、行政の災害対応の拠点となる庁舎が被災し使用できず、迅速な初動対応やその後の通常業務の復旧において支障を来しました。

本市においても、庁舎は災害時における行政の災害対応拠点となるため、早期の対策が必要です。



被災した宇土市役所

【 設備の老朽化 】

建物内部の仕上げ、設備機器及び設備配管類の老朽化が著しくなっています。

平成 7 年（1995 年）に発生した阪神・淡路大震災の被害により、一部の床では水平が保たれていない場所や凹凸が生じている場所があります。



老朽化した配管設備

¹ 建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。

² 障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、全ての人のために使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザイン。

【 市民サービス窓口 】

手続きが関連している窓口が分散していることに加え、案内表示がわかりにくいいため、利便性に欠けています。

また、待合スペースも狭く、相談室が不足していることにより、プライバシーに配慮する必要のある相談に適切に対応できません。



現庁舎のカウンター

【 ユニバーサルデザイン 】

段差の解消や多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインへの対応が不足しています。

また、聴覚に障がいがある利用者にとって必須となる、窓口における番号案内などの表示システムが一部の窓口でしか整備されていません。



出入口の段差

【 執務環境の狭あい化 】

業務が複雑化・多様化する中、事務が細分化することによる業務量の増加に伴い、文書量が増加しています。そのため、これまで会議室として利用していた場所を保管場所に変更しており、会議室や打ち合わせスペース、職員が休憩やリフレッシュに利用できるスペース等がほとんどなく、職員の業務効率の低下につながっている可能性があります。

また、市民と職員の動線が混在しているため、個人情報を取り扱う職場にはセキュリティの確保が課題となっています。



狭あい化した執務スペース

【 駐車場・駐輪場 】

駐車場は、入り口が狭く不便となっていることや、庁舎を利用する人が多い時期には、周辺道路を含めて混雑します。

駐輪場スペースが不足しているうえ、一部段差があるため、自転車の出し入れが困難です。

また、ベビーカー置き場や、高齢化に伴い増加が予想されるシルバーカーの駐車場所がありません。



段差のある駐輪場

【 議場等・傍聴席 】

議場等は、段差があるなど車いすでの利用がしにくい環境です。

傍聴席については、動線がわかりにくく、階段昇降機が設置されているものの、第三者の手助けがないと利用できないため、完全なバリアフリーとは言えません。また、子ども連れでの傍聴がしにくい環境でもあります。



段差のある議場



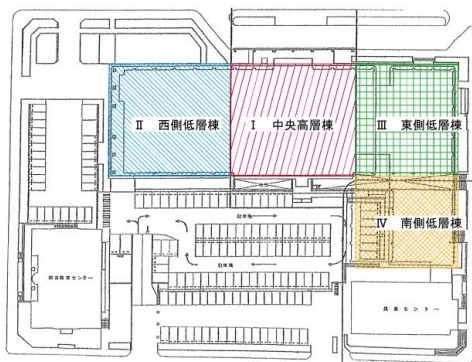
階段昇降機

5 これまでの検討経過

平成 14 年（2002 年）12 月 庁舎耐震診断を実施

西側・東側・南側低層棟、中央高層棟が一体となった形状の場合必要とされる耐震性能に対し 40～70%程度の耐力と診断されました。

表 4【 ゾーン別診断結果表 】



ゾーン	診断結果
一体形状	耐震安全係数 ³ 40～70 の耐力
I. 中央高層棟	耐震安全係数 50～80 の耐力
II. 西側低層棟	耐震安全性確保
III. 東側低層棟	議場屋根部等に若干の問題があると判断
IV. 南側低層棟	耐震安全性確保

【出典】伊丹市庁舎耐震診断設計（報告書）より

平成 19 年（2007 年）5 月 公共施設再配置計画（市役所周辺）を策定

工事期間・費用との関係から耐震補強が最も効率・効果的と判断しました。

表 5【 庁舎耐震化比較検討表 】

工法	工事概要	概算工事費	工期	工事のための移転
耐震補強	既存の建築物に耐力壁の設置、柱の補強により建物の耐震性能を向上	22.5 億円	約 18 月	避難経路確保のため、1 階を半分に区画（東・西）し、4 階以上は 2 層同時に工事を実施。
基礎免震	建物の基礎下への免震装置の設置により、建物に作用する地震力を低減させ、耐震性能を向上	37 億円	約 24 月	ほぼ必要なし
中央高層棟解体撤去（5 階以上）	上層階を撤去し、荷重を軽減させることにより耐震性能を向上	27.5 億円 （仮設庁舎費 16.5 億円必要）	約 12 月	来庁者の安全確保については、執務を行いながらの工事は極めて困難。全移転が必要。
部分改築	庁舎の地下部分等の再利用を前提に、敷地内に必要部分を新築。完成後不要部分を解体	40 億円	約 24 月	必要なし
改築	新築、完成後既設建物を撤去	57 億円	約 24 月	必要なし

【出典】公共施設再配置計画より

³ 平成 14 年（2002 年）「伊丹市庁舎耐震診断」の中で、必要最小限の耐震安全性能を 100 と設定した係数。

平成 22 年（2010 年）11 月

伊丹市庁舎対地震化計画及び周辺施設再配置計画を策定

平成 19 年（2007 年）策定の「公共施設再配置計画（市役所周辺）」では、工事施工中に必要となる仮設庁舎、引っ越し計画、工事工程計画、庁舎設備の老朽化によるリニューアル工事等は含まれておらず、また、工法検討も極めて概略的であることから、再検討しました。その結果、現庁舎の既存躯体の保持を前提とした免震工法（部分基礎下型）、敷地内新築案のどちらかにすると結論がでました。その後、本市では、庁舎性能、工事中的の影響などにおいて、庁舎の新築が最も合理的であると判断しました。

表 6【 庁舎耐震化工法比較表 】

		耐震工法 (耐震部材内部配置型)	免震工法 (部分基礎下型)	敷地内新築案
1. 工法の概要		内部の柱間・梁間の一部に耐震ブレースを設置し、建物の強度やねばり強さを向上	構造耐力の不足する高層棟と連続した西側低層棟に限定し免震装置を設置	既存駐車場に新庁舎を新築、移転完了したうえで、既存庁舎を撤去
2. リニューアル工事との関係		△	○	◎
3. 庁舎としての性能	執務面積・利用効率	△	○	◎
	大地震動直後の機能維持	○	◎	○
	大地震動後の改修要否	○	◎	○
	耐用年数	○	○	◎
	環境配慮性能	○	○	○
	バリアフリー性能	○	○	◎
	将来対応	△	△	○
評価		△	○	◎
4. 工事中的の影響	騒音・振動	△	◎	○
	EV・階段	△	○	○
	駐車場への影響	◎	○	△
	設備機能維持	○	△	△
	仮移転・仮設	△	○	◎
	周辺への騒音	○	△	◎
評価		△	○	◎
想定工期		22.5 ヶ月	24 ヶ月	28 ヶ月
当初事業費		4,361 百万円	5,054 百万円	6,459 百万円
運用・修繕・保全費		147 百万円/年	147 百万円/年	137 百万円/年

【出典】伊丹市庁舎対地震化計画及び周辺建物再配置計画（概要版）より

平成 28 年（2016 年） 2 月 伊丹市公共施設再配置基本計画を策定
 建て替え時期について、次期総合計画（第 6 次）期間内（2021 年度（平成 33 年度）～2030 年度（平成 42 年度））の検討を予定。

平成 28 年（2016 年） 6 月 建替スケジュールの前倒し
 平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震による庁舎被害の状況から、被災時の業務継続や、市民等の安全・安心を確保するため、庁舎建替に向けた検討に着手。

平成 29 年（2017 年） 1 月 公共施設等適正管理推進事業債の創設（※国による制度創設）

熊本地震の被害状況を踏まえ、庁舎の耐震化が未実施の市町村において、庁舎建て替えを緊急に実施するため創設された地方債（2020 年度（平成 32 年度）までの措置）

起債対象経費			
交付税措置対象	交付税措置対象外 （資金手当）	一般財源 10% 基金の活用 が基本	起債対象経費を 超える部分 一般単独事業債 （充当率75%・ 交付税措置なし）
充当率 75%	15%		
交付税措置 30%	交付税措置なし		

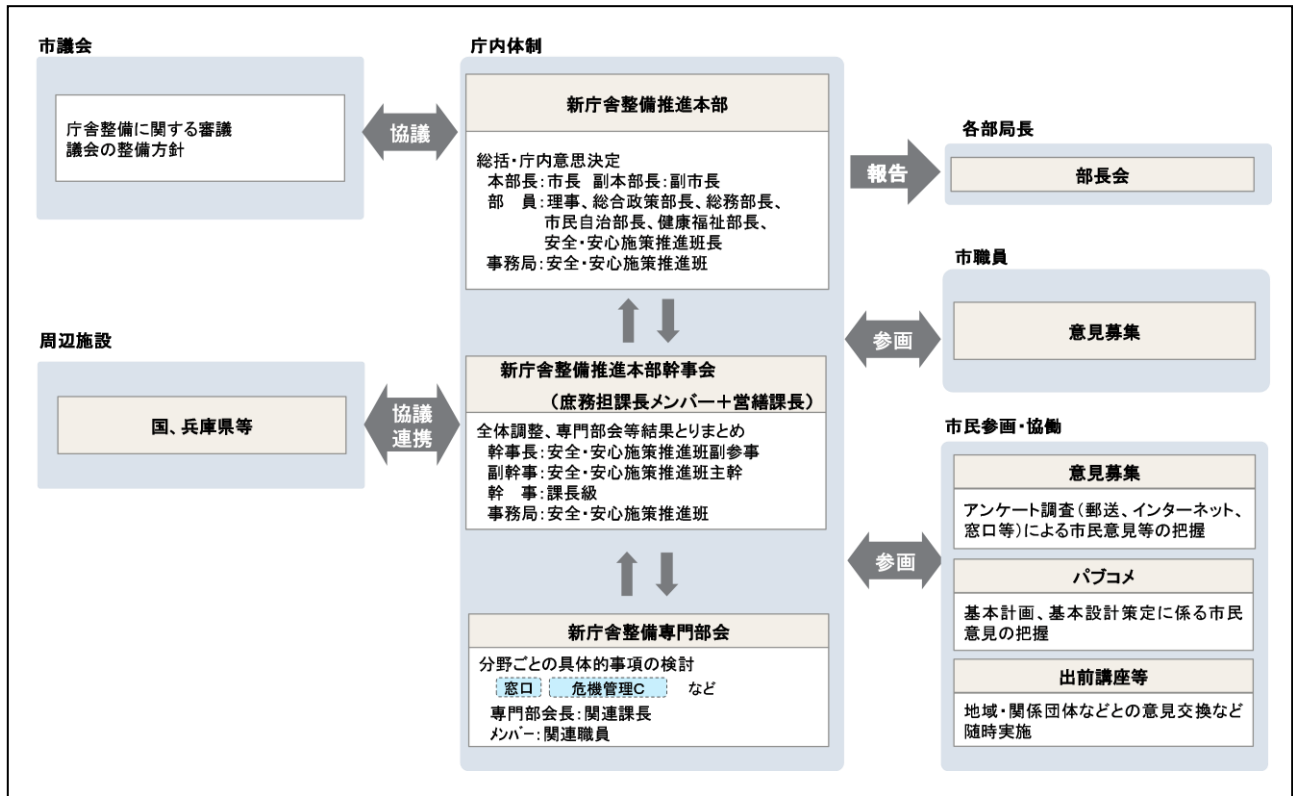
平成 29 年（2017 年） 1 月 安全・安心施策推進班の所掌に、庁舎の建替に係る計画の立案を追加
 再度、建設場所について、市民活動の中心となる市中心市街地を含めた移転を検討しましたが、中心市街地はマンション等住宅が立ち並び、現在の規模の庁舎を建設できる土地が見出せないことから断念し、市域の中心であることから交通の便がよく、市域どこからでもアクセスしやすい現庁舎場所での建替としました。

平成 29 年（2017 年） 6 月

「伊丹市新庁舎整備推進本部」を設置

新庁舎整備を円滑に推進するため、意思決定機関として「伊丹市新庁舎整備推進本部」を設置

図 6【 新庁舎整備推進本部組織図 】



Ⅱ. 新庁舎整備にあたり考慮する関連計画

新庁舎整備にあたり、関連計画として整合性を図るべき主な計画等は次のとおりです。

① 伊丹市総合計画（第5次）

本市の最上位計画として、まちづくりの目標や目指していく将来の姿を定め、それを実現するための方法や手段を総合的・体系的に明らかにするもので、本市のあらゆる施策や計画の基礎となるものです。

「施策目標 1 安全・安心のまちづくり」では、建物の耐震化など災害に備えた環境整備や災害時の情報伝達手段の充実を図ることとしています。

② 伊丹創生総合戦略

本市の持つ「強み」を強化するとともに「弱み」を克服することで、将来にわたり人口規模と地域の活力を維持することを目的とした将来展望を実現するために策定したものです。

「基本目標 1 さらなる安全・安心を実現するまち」、「1-4 災害に強いまちづくり施策 ④ 災害に備えた環境整備事業」において、減災及び災害時の適切な避難活動に資する取り組みを行うこととしています。

③ 公共施設再配置基本計画

本市が保有する公共施設の今後のあり方について、基本的な方向性を定めた「伊丹市公共施設等総合管理計画」に示した対象施設のうち、建物施設について施設分類ごとに具体的な方針を定めたものです。

庁舎は、近い将来発生が想定される南海トラフ地震など、大規模災害時の行政事務や危機管理対応機能の業務継続性が必要とされる施設であり、施設の耐震性及び老朽化の状況を鑑み、次期総合計画(第6次)期間で建て替えの検討をすることとしています。

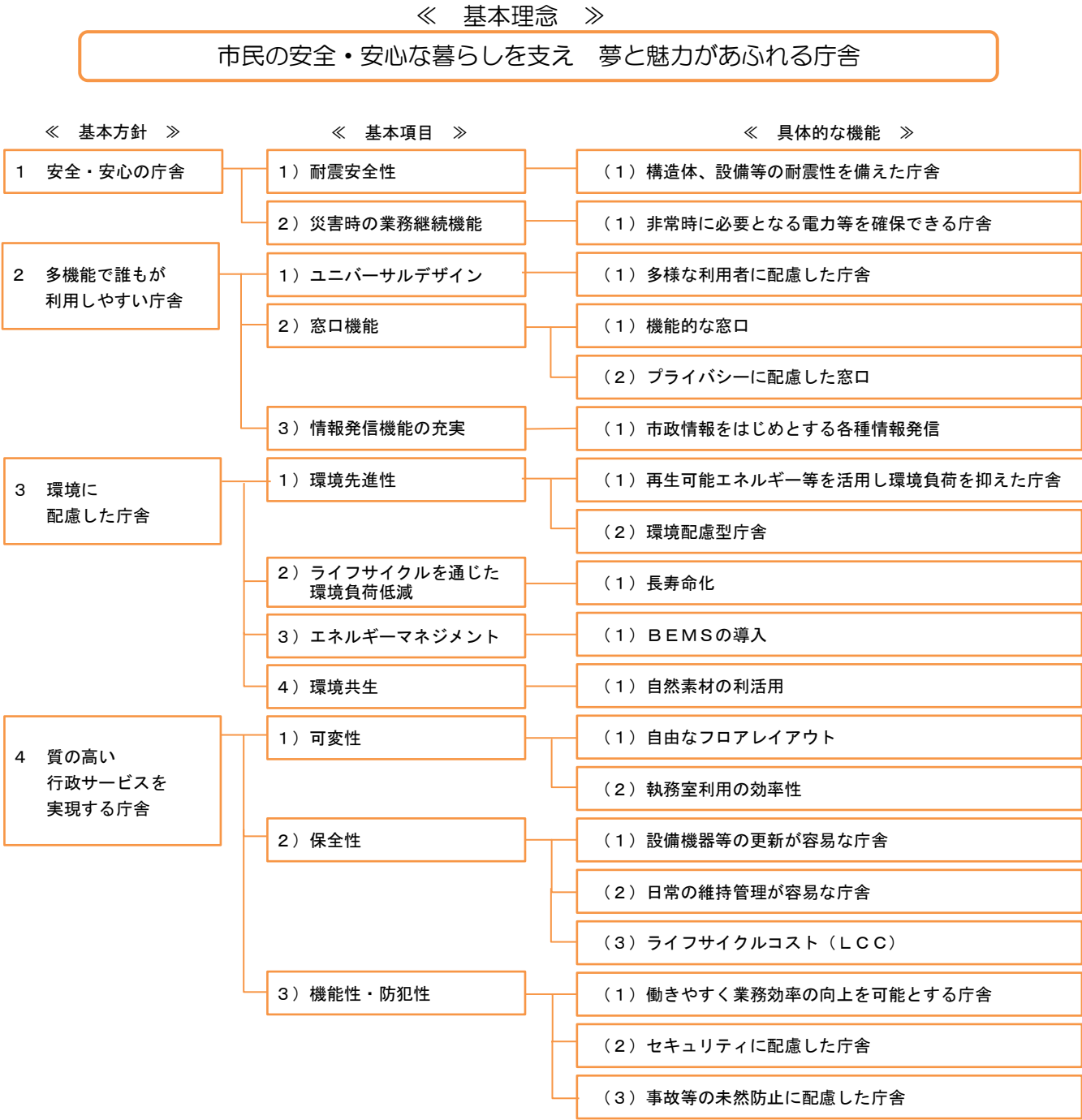
④ その他関連計画

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・都市計画マスタープラン 2011 | ・地域防災計画 |
| ・総合交通計画 | ・地域福祉計画（第2次） |
| ・環境基本計画（第2次） | ・障害者計画（第3次） |

Ⅲ. 新庁舎整備の基本的な考え方

市民生活を支える市の庁舎は、災害発生時においても行政機能が麻痺することなく業務を継続することが重要です。また、長期間にわたって利用するため、現庁舎が抱える課題を解決し、これからの庁舎は、将来の様々な変化に柔軟に対応し、より良い行政サービスの提供と効率的な行政運営を可能とすることが必要です。新庁舎整備の基本理念を次のとおり定め、基本理念を実現するために4つの基本方針、それに基づく基本項目等を定めます。

図 7【 基本理念等体系図 】



1 安全・安心の庁舎

『安全・安心の庁舎』を実現するための機能を次のとおり定めます。

1) 耐震安全性

新庁舎は、市民の安全・安心を守る重要な拠点であり、災害発生時に即座に対応できるよう、防災拠点としての十分な機能を確保します。

(1) 構造体、設備等の耐震性を備えた庁舎

- 新庁舎建設にあたっては「免震構造」を採用し、地震による振動を建物に伝わりにくくすることで、大地震発生時の建物の設備や機能の被害を最小限に抑え、防災拠点、災害復旧復興拠点としての機能を維持できる計画とします。
- 本市の防災拠点であるため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年（2013 年）3 月 28 日国土交通省大臣官房）による最高水準の耐震性（Ⅰ類・A類・甲類）を確保した庁舎とします。

表 7 【 耐震・制震・免震構造の比較 】

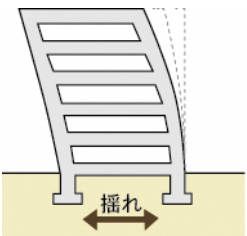
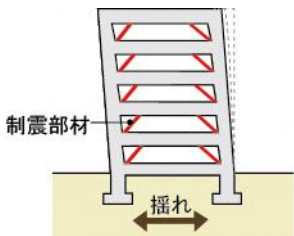
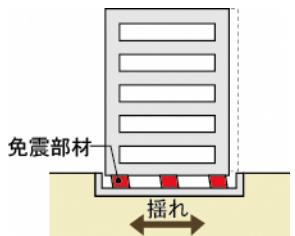
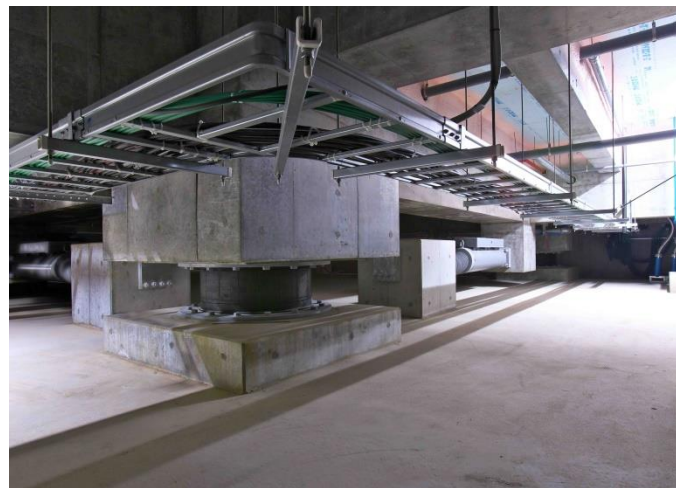
構造種別	耐震構造	制震構造	免震構造
概要			
基本的な考え方	建物構造体を堅固にし、地震の揺れに耐える	制震部材（ダンパー等）により地震の揺れを制御する	地盤と建物間に免震部材（積層ゴム等）の設置により揺れが建物に伝わらないようにする
耐震安全性の分類	重要度係数（Ⅰ）によって耐震性能が決まる。 Ⅰ=1.5 → Ⅰ類 Ⅰ=1.25 → Ⅱ類 Ⅰ=1.0 → Ⅲ類	耐震性能目標を適切に設定することにより、耐震安全性の分類がⅠ～Ⅱ類に相当する	耐震性能目標を適切に設定することにより、耐震安全性の分類がⅠ類に相当する
特徴	重要度係数を高く設定することにより、十分な構造強度を確保できるが、揺れの低減は少ないため、家具等の転倒に注意する必要がある	建物の揺れが低減されるので損傷が少なく、建物内部機能への影響が少ない。 制震部材を建物使用上問題ない箇所に配置する必要がある	建物の揺れが低減されるので損傷が少なく、建物内部機能への影響が少ない

表 8 【 耐震安全性の分類と目標 】

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

【出典】「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年国土交通省大臣官房）



免震層

2) 災害時の業務継続機能

電気・ガス・水道といったライフラインが途絶した場合でも一定期間、機能し続けられる庁舎とします。

(1) 非常時に必要となる電力等を確保できる庁舎

- 非常時に業務継続機能を確保するため、ライフラインの複合的な途絶対策を行うとともに、非常時に必要となる活動人数や対応日数を想定したうえで、十分な電力などの確保を可能とします。
- システムサーバー室は、コンピューターが倒壊しないような耐震対策を実施するとともに、庁舎外のデータセンターを利用した一部システムのクラウド化や遠隔地へのデータバックアップを確保し、非常事態に対応できる計画とします。
- 非常時の断線に備え、ネットワーク回線においてバックアップを確保する計画とします。



自家発電機

2 多機能で誰もが利用しやすい庁舎

『多機能で誰もが利用しやすい庁舎』を実現するための機能を次のとおり定めます。

1) ユニバーサルデザイン

市民や事業者（来庁者）をはじめ、誰にでも使いやすい庁舎とします。

（1）多様な利用者に配慮した庁舎

- 高齢者や障がい者等に配慮し、駐車場、駐輪場、バスの停留所等から庁舎内へのスムーズな動線を確保します。
- 庁舎内及び庁舎外の段差の解消や、滑りにくい床材の選定など、誰もが移動しやすい計画とします。
- 各階に多目的トイレを配置し、その一部に子ども用トイレ、ベビーベッド等を設置します。
- 市民が安心して利用できるキッズスペースや授乳室を整備します。
- 高齢者、障がい者、乳幼児連れ、外国人など、誰もが安心して利用できるわかりやすい庁舎とするため、入り口などでの音声案内や多言語対応のサインなどを設置します。
- 柱や壁の位置を工夫し、目的の場所を見つけやすく、明るい庁舎とします。



多目的トイレ



わかりやすいフロア案内

2) 窓口機能

来庁者の玄関口となる窓口機能において、様々なニーズに応えるよう整備します。

(1) 機能的な窓口

- 来庁者の利用が多い窓口は低層部に集約し、市民の利便性を向上させます。
- 各種証明書の発行のみを総合的に行うクイック窓口の設置や、転入、転出、転居、出生、死亡等のライフイベントに関連する手続きを集約し、ワンストップサービス⁴の採用による、誰にでも利用しやすい総合窓口を導入します。
- 待ち時間が気にならないよう、ゆとりある快適な待合空間を計画します。
- 利用用途や所要時間、プライバシーへの配慮などに合わせて、ハイカウンターやローカウンターを適切なバランスで配置します。
- 各課の利用状況に即した相談窓口数を確保するなど、来庁者が快適に利用できる計画とします。

(2) プライバシーに配慮した窓口

- 市民が安心して相談でき、窓口での各種手続きをより円滑に行うため、プライバシーに配慮したカウンターや相談室を整備します。



クイックカウンター



プライバシーに配慮した相談スペース

⁴ 一度の手続きで、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。行政サービスにおいては、複数の課にまたがって提供されている関連手続きの窓口を1ヶ所に集約する、窓口サービスの総合化を指す。

3) 情報発信機能の充実

来庁者に、より充実した情報発信を行うことのできる機能を整備します。

(1) 市政情報をはじめとする各種情報発信

- 市政情報や観光情報、イベント、市民活動などの各種情報を発信するため、I C T⁵を活用した情報発信機能を整備します。
- 誰でも必要な情報を入手できるよう、市政に関する資料やパンフレット等を集約して配置する情報コーナーを設置します。
- 市民や来庁者などが利用可能なスペースを設置し、市民の交流が図りやすい環境を整備します。



デジタルサイネージを活用した情報発信ブース



交流スペース

⁵ Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。IT の「情報技術」に「コミュニケーション（通信）」性の重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。

3 環境に配慮した庁舎

『環境に配慮した庁舎』を実現するための機能を次のとおり定めます。

1) 環境先進性

再生可能エネルギー⁶などを活用し環境負荷を抑えるとともに、環境配慮におけるモデルとなるような庁舎とします。

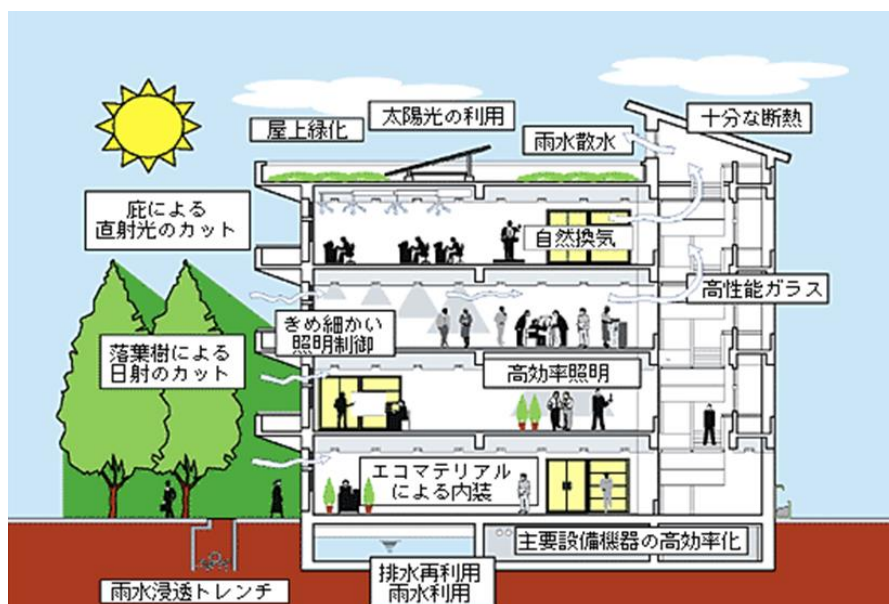
(1) 再生可能エネルギー等を活用し環境負荷を抑えた庁舎

- 自然採光、自然換気、雨水利用をはじめ再生可能エネルギー等を活用して、地球環境への負荷を軽減できるよう配慮するものとします。

(2) 環境配慮型庁舎

- 高効率な設備システムの導入により、環境負荷の低減を図ります。
- 熱源について環境負荷の少ない空調システムを計画します。
- 空調計画において、高遮熱・高断熱の採用や空調エリアの区分けなどを行うことで、空調によるエネルギー負荷の低減を図ります。
- 高効率照明の採用や、細分化したエリアごとの切り分けにより、照明によるエネルギー負荷の低減を図ります。

図 8【 「グリーン庁舎⁷」イメージ図 】



【出典】国土交通省

⁶ 太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で補充されるエネルギー資源より導かれ、発電、給湯、冷暖房、輸送、燃料等、エネルギー需要形態全般にわたって用いられる。

⁷ 建築物の計画から建設、運用、廃棄 にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した官庁施設。

2) ライフサイクルを通じた環境負荷低減

庁舎は長期間にわたって利用することから、ライフサイクルを通じて環境負荷を低減させることを可能とする庁舎とします。

(1) 長寿命化

- 高耐候性、高寿命の機器・材料の選定を行い、長寿命化を図ることで環境負荷の低減を可能とします。
- 汎用性の高い機器、材料の選定を行い、主要な建築材料にはメンテナンス性の高い材料を選定します。

表 9 【 環境負荷低減の設備システム一覧 】

A. エネルギーの有効利用 (LCC ⁸ の低減)	・ 高効率機器の利用
	・ LED照明の利用
	・ 全熱交換機の利用 (暖房、冷房の熱を逃がさないシステム)
	・ 節水型衛生器具の活用
B. 自然エネルギーの利用	・ 太陽光発電システム
	・ 明るさセンサー設置による照明調光制御
	・ 雨水利用
	・ 冬季の日射熱の利用
C. エコマテリアル ⁹ (エコ材料) の利用	・ 地中熱の利用
	・ エコケーブル ¹⁰ の利用
D. 外部負荷の低減	・ 環境型ガラス (Low-E : 高遮熱高断熱複層ガラス) の利用により 外部熱負荷を低減し、空調エネルギーを削減
E. 長寿命	・ 長寿命、汎用性の高い機器・材料の選定

⁸ 建築物や設備の建設から運用、維持管理、老朽化後の解体処理までの、使用するうえでかかる総費用。

⁹ 優れた機能や特性を持ちながらも、人にも環境にも優しい材料。

¹⁰ 従来の電線と比べて環境に配慮した電線です。火災の場合や廃却時に焼却処理される場合などに、塩化水素ガスなどの有害ガスやダイオキシン等が発生せず、煙の発生も大幅に抑えることが可能で地球環境に配慮した材料。

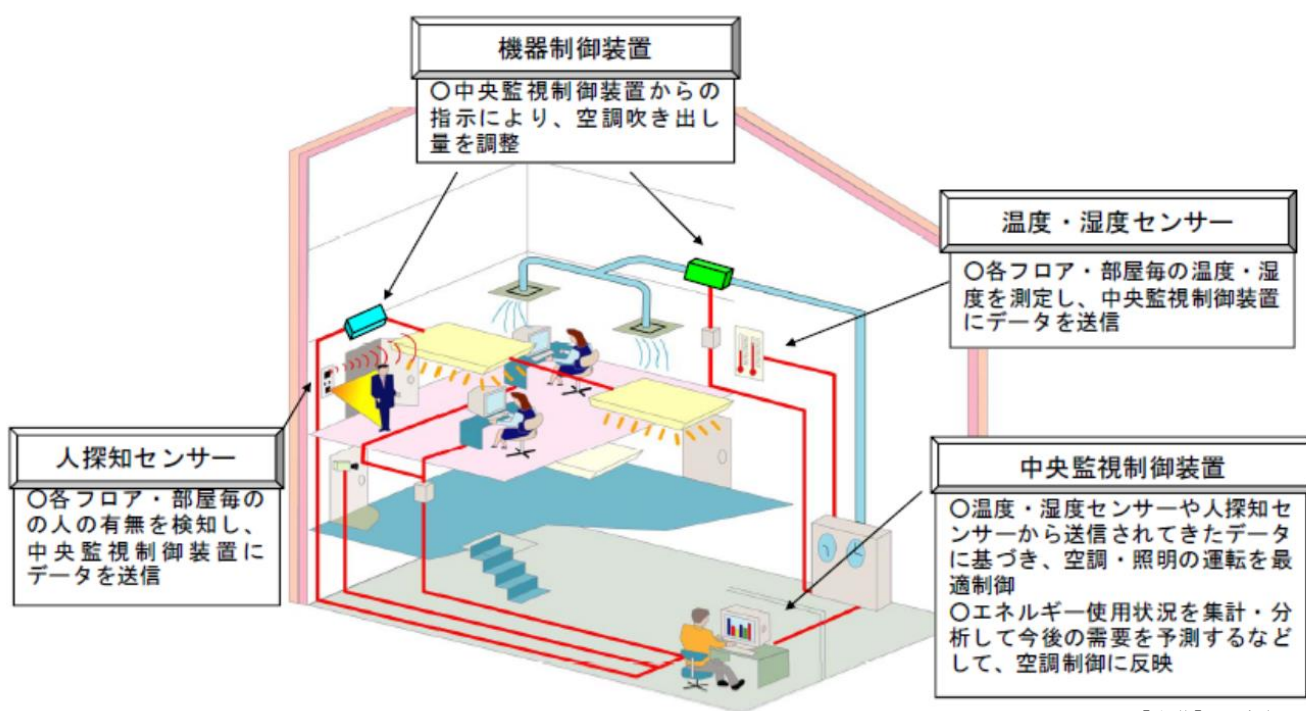
3) エネルギーマネジメント¹¹

エネルギー管理を行うことで、環境に配慮した庁舎とします。

(1) BEMSの導入

- 環境マネジメントとして、BEMS¹²（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）を採用することで、エネルギー使用量の管理やデータの蓄積・見える化を行います。
- 地球環境への負荷に配慮すると同時に、消費電力のピークカット¹³や上水道利用の削減といった経済性にも配慮します。

図 9 【 BEMSの例 】



【出典】環境省

¹¹ 情報通信技術を用いてエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、省エネルギー及び負荷平準化等によりエネルギーの合理的使用につなげること。

¹² Building Energy Management System の略で「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのシステム。

¹³ 夏の冷房、冬の暖房などによって生まれる、日単位あるいは年単位の電力需要のピーク（頂点）を低く抑えること。

4) 環境共生

画一的な素材ではなく、自然素材を活かした自然に優しい庁舎とします。

(1) 自然素材の利活用

- 環境共生の方針として、地場産の木材などの自然素材を利活用した庁舎とすることで、自然素材ならではの暖かみを持ち、環境に配慮した庁舎とします。
- 建設時には、建材を適正に使用し、建設副産物の発生抑制、再利用と運用時の廃棄物の適切な処理などを計画段階から検討します。
- 自然材料の採用や再生資材の活用、さらに建設発生材の再利用を推進するなどの取り組みを行います。



木の有効活用



木材を利用した家具

4 質の高い行政サービスを実現する庁舎

『質の高い行政サービスを実現する庁舎』となるための機能を次のとおり定めます。

1) 可変性

将来的に求められる、より質の高い行政サービスを実現するための組織改編や増減に柔軟に対応できるよう、建物内のフレキシビリティ（可変性）を可能とした庁舎とします。

（１）自由なフロアレイアウト

- 建物内の執務フロアは、原則として視認性の高い整形な平面形状とし、見通しの良いオープンスペースとします。
- 組織変更や職員数の増減に柔軟に対応できるユニバーサルレイアウト¹⁴とし、スペースの効率的利用により、組織改編や情報化の進展などに柔軟に対応できる計画とします。

（２）執務室利用の効率性

- 執務室の奥行きを確保し、執務スペース、打ち合わせスペースなど用途に応じた区分けを行い、柔軟で効率的な執務室利用を可能とします。
- 会議室に間仕切りを設置する場合は可動式間仕切りを採用することにより、用途、人数に応じた会議室利用を可能とします。



ユニバーサルレイアウト



用途に応じた作業スペース

¹⁴ 標準的な執務レイアウトを定め、組織や人員の変更があっても、ベースとなるレイアウト変更をせずに「人」「書類」の移動のみで対応可能な働く場のことをさし、ユニバーサルプランとも呼ばれます。

2) 保全性

建物を長期にわたって利用するため、設備機器等の更新や維持管理が容易な庁舎とします。

(1) 設備機器等の更新が容易な庁舎

- スケルトン（構造体）とインフィル（設備・内装）を明確に分け、機械室に設備機器等の更新用スペースを確保するなど、設備機器等の更新を容易にします。

(2) 日常の維持管理が容易な庁舎

- 維持管理の内容に応じた作業スペースが確保されているほか、可能な限り通常業務に支障がないメンテナンス性を確保するなど、日常の維持管理を効率的に実施できる計画とします。
- 主要な建築材料にはメンテナンス性の高い材料を選定します。

(3) ライフサイクルコスト（LCC）

- 長期間にわたって利用することから、ライフサイクルの長い設備機器等を利用することにより維持管理経費の低減を図ります。

3) 機能性・防犯性

職員が働きやすく、創意工夫を生み出す職員の人材育成を可能とし、セキュリティに配慮した庁舎とします。

(1) 働きやすく業務効率の向上を可能とする庁舎

- 執務室は各部署間に間仕切りを設けずオープンな空間とし、適切な文書管理により什器の高さを抑え、視界が通る計画とすることで、職員相互のコミュニケーションを図りやすくします。
- ICTの活用をはじめ、将来の業務スタイルの変化にも対応できるような執務室や会議室などの執務環境を整備することにより、職員の業務効率の向上を促す庁舎とします。
- 戦略的な打ち合わせや各種会議が可能な場所、創意工夫を生み出す空間など、職員の政策形成能力を向上させるスペースを設置します。
- AI（人工知能）をはじめとした先進技術を用いた行政サービスについて研究し、導入を検討します。

(2) セキュリティに配慮した庁舎

- 来庁者と職員の動線を分離し、行政情報や個人情報保護の観点から、適切なセキュリティレベルを設定して入退室管理を行うなど、執務時間内のほか、休日開放時等のセキュリティに配慮するものとします。
- カード認証などによる職員の入退室管理が可能な機能を検討します。
- 重要書類や電子データなど、市民のプライバシーに関する個人情報や法人情報等について、徹底した管理が可能な計画とします。

(3) 事故等の未然防止に配慮した庁舎

- 建物内外において死角をつくらないう、視認性を確保します。
- 犯罪抑止効果のある防犯カメラなどの設置により、庁舎内外におけるセキュリティレベルを高める計画とします。



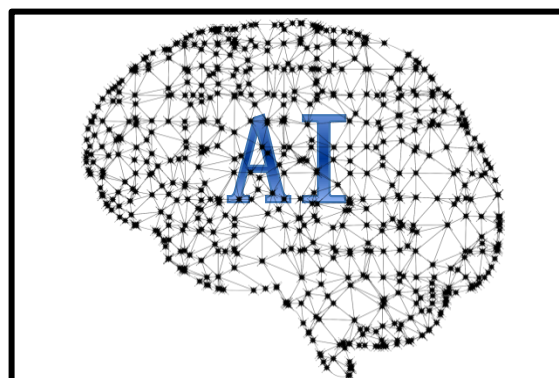
会議室



ICTを活用した入退室管理



防犯カメラ



AIの導入検討

Ⅳ. 規模の算定及び配置計画

1 庁舎規模の算定

新庁舎の規模を算定するにあたり、

- ①延床面積については現庁舎の延床面積（現有面積）
 - ②総務省の「地方債事業の標準面積算定基準（H23に廃止）」（以下「総務省起債基準」という。）
 - ③国土交通省の「国土交通省新営庁舎面積算定基準」（以下「国交省基準」という。）
 - ④文書量調査等に基づく庁舎面積
 - ⑤他の自治体の事例を参考にした庁舎規模
- を試算しました。

新庁舎の規模を算定するにあたり、前提条件を次のとおりとします。

表 10 【 庁舎規模算定の前提条件 】

想定人口(※1)	職員数(※2)	議員数(※3)
20万人	974人	28人

※1 想定人口

伊丹創生人口ビジョンにおける目標人口

※2 職員数

平成29年（2017年）12月1日時点

※3 議員数

伊丹市議会議員定数条例に基づく

表 11 【 ①現有面積、②総務省起債基準、③国交省基準による比較 】

区分	① 現有面積（㎡）	② 総務省起債基準（㎡）	③ 国交省基準（㎡）
執務面積 【1人当たりの執務面積】	5,522 【5.7㎡/人】	8,469 【8.7㎡/人】	6,354 【6.5㎡/人】
議会面積	1,545	980	980
その他 （会議室・倉庫・共用部等）	14,153	14,475	15,518
庁舎小計	21,220	23,924	22,852
保健センター （現有面積）	1,496	1,496	1,496
合計	22,716	25,420	24,348

【 文書量調査等に基づく庁舎規模 】

現庁舎の文書量、OA機器、窓口数等の現状調査の結果に基づき、新庁舎に必要な執務面積を算定します。

表 12 【 文書量調査等に基づく規模算定 】

区 分	面積 (㎡)	備 考
執務面積	5,336	執務スペース、窓口・打ち合わせスペース、OA機器スペース 現況調査に基づき算定
書庫・倉庫面積	1,599	文書量調査に基づき算定
会議室面積	1,460	同規模庁舎平均に基づき算定
議会面積	980	総務省起債基準により算定
その他	13,953	食堂、トイレ、給湯室等 国交省基準により算定
庁舎小計	23,328	
保健センター	1,496	現有面積
合計	24,824	

【 他の自治体の事例を参考にした庁舎規模 】

類似人口規模の自治体平均に基づき、庁舎規模を算定します。

表 13 【 自治体事例参考規模算定 】

	市町村	竣工年	人口 (万人)	延床面積 (㎡)
1	東京都立川市	平成22年 (2010年) 10月	18.28	約26,000
2	広島県呉市	平成27年 (2015年) 12月	22.86	約28,700
3	広島県東広島市	平成26年 (2014年) 5月	18.66	約17,500
4	千葉県習志野市	平成29年 (2017年) 4月	17.27	約17,900
5	鳥取県鳥取市	2019年 (平成31年) 10月 (予定)	19.00	約20,100
平均値			19.21	約22,040

平均値から人口1万人当たりの延床面積を算出し、本市の人口に換算します。

$$(22,040 \div 19.21) = 1,147 \text{㎡} / \text{万人} \times 20 \text{万人} = \text{約} 23,000 \text{㎡}$$

算定結果に保健センター (1,496㎡) を加えた面積： **24,496㎡**

前述の①～⑤の試算の結果、新庁舎の規模を以下のとおり設定します。

表 14 【 試算結果一覧 】

区 分	延床面積 (㎡)
① 現有面積	22,716
② 総務省起債基準	25,420
③ 国交省基準	24,348
④ 文書量調査等に基づく庁舎規模	24,824
⑤ 他の自治体の事例を参考にした庁舎規模	24,496

約 23,000 ㎡

～

約 25,000 ㎡

以下、24,000 ㎡として試算します。

2 敷地の利用計画

1) 配置計画の基本条件

新庁舎及び周辺公共施設の全体配置計画にあたっては、以下の項目を基本条件として検討します。

- ・2020年度（平成32年度）に着工し、2021年度（平成33年度）中に新庁舎建設の事業完了（現庁舎の解体は除く。）が見込めること。
- ・新庁舎建設にあたっては、建設場所が現在使用中の敷地であることから、既存建物との取り合いや工事手順について配慮すること。
- ・市民利用への配慮、福祉や市民サービス拡充のため、市民受け入れスペースとなる1階に十分な床面積が確保できること。
- ・事業費削減のため、仮設庁舎の建設が不要な計画であること。
- ・建築基準法で規定される日影規制をクリアしつつ、周辺への日影の影響が少ない計画であること。
- ・各方面からの庁舎へのアクセスが容易であり、利用者のアクセス動線が明確であること。

2) 駐車場・駐輪場の検討

(1) 駐車場台数

現庁舎の駐車場台数は以下の表のとおりです。

表 15【 現庁舎駐車場台数 】

来庁者用	公用車用	合計
133台	98台	231台

来庁者用駐車場は、現在の利用実績を踏まえるとほぼ適切な台数が確保されているものの、ピーク時における周辺道路の混雑解消のため、約150台を確保することとし、出入り口の場所やゲート数についても検討します。

また、「ゆずりあい駐車場¹⁵」は、現行の6台分以上を確保することとし、要望の高い屋根を設置します。

公用車用駐車場は、庁外施設等の駐車区画の不足を解消するため、約110台とします。

以上より、新庁舎における駐車場台数は、以下のとおり計画します。

表 16【 新庁舎駐車場台数 】

来庁者用	公用車用	合計
約150台	約110台	約260台

¹⁵ 兵庫ゆずりあい駐車場制度に基づく、障がいのある人や高齢者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難な人を対象とした駐車区画制度。

(2) 駐輪場台数

現庁舎の自転車及びバイクの駐車台数は以下の表のとおりです。

表 17【 現庁舎駐輪台数 】

来庁者用	公用車用	職員用	合計
約180台	約70台	約440台	約690台

市民アンケート調査において、庁舎へ訪れる手段では、自転車が郵送アンケート、庁舎窓口アンケートともに30%以上と多くなっています。

また、職員アンケートにおいても駐輪場が不足しているとの回答が多くあるほか、実際に指定駐輪場からはみ出して駐車されている状態も見られ、駐輪場が不足していることは明らかなです。

これらのことを考慮し、新庁舎における駐輪台数は、現状の調査結果から現在の約3割程度の増加を見込み、以下のとおり計画します。

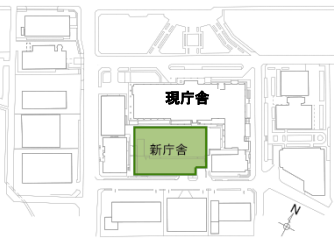
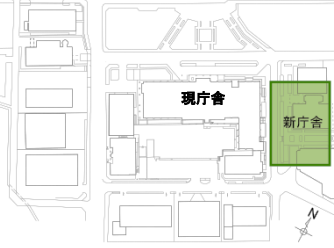
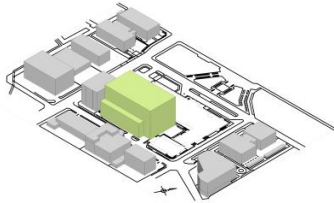
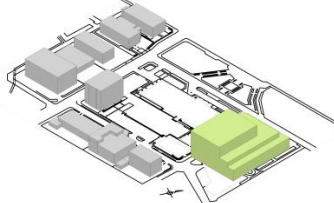
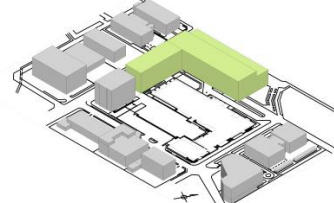
表 18【 新庁舎駐輪台数 】

来庁者用	公用車用	職員用	合計
約250台	約140台	約490台	約880台

3) 新庁舎配置計画の比較検討

現庁舎の敷地内で算定した規模の新庁舎整備の検討可能場所は、A案の南側、B案の東側、C案の北側の3箇所となります。各案について、以下のとおり比較検討を行うこととします。

表 19【 配置計画比較表 】

	A案：現庁舎駐車場への配置		B案：現庁舎東側への配置		C案：北側緑地への配置	
配置計画						
ボリュームイメージ						
概要	北側緑地に仮設駐車場を設置。一般駐車場解体後、新庁舎を建設。		現庁舎東側防災センター・公民館・博物館を撤去し跡地に新庁舎の建設。 ※博物館については別途検討。		北側緑地及び現庁舎西側駐車場位置に新庁舎を建設。	
規模	地上7階 約20,000㎡	×	地上7階 約24,000㎡	○	地上6階地下1階 約24,000㎡	○
工事費	約88億円（庁舎のみ） （規模が小さいため安価となる）	—	約105億円（庁舎のみ）	—	約105億円（庁舎のみ）	—
（財源）	起債：一般単独事業債 基金：約22億円 交付税措置：無 ※工事費を対象に試算		起債：一般単独事業債 基金：約22億円 交付税措置：無 ※工事費を対象に試算		起債：公共施設適正管理推進事業債 基金：約22億円 交付税措置：約23.85億円 ※工事費を対象に試算	
工期	狭あい敷地となるため、工期が長く2021年度（平成33年度）中の竣工が困難。	×	防災センターを別敷地に新築、移転、解体後の庁舎工事着手となるため、2021年度（平成33年度）中の竣工が不可能。	×	緑地の移設が伴うが、建物の撤去はなく、2021年度（平成33年度）中の竣工が見込める。	○
市民受入	狭あい敷地となるため、1階の床面積が不十分。	△	1階の床面積を十分に確保できる。	○	1階の床面積を十分に確保できる。	○
執務利用	1フロアの面積が小さいため、十分な執務空間の確保が困難。	△	1フロアの面積が大きいいため、十分な執務空間が確保できるが、奥行きが大きいいため、自然採光等が確保しにくい。	△	1フロアの面積が大きいいため、十分な執務空間が確保できる。	○

	A 案：現庁舎駐車場への配置		B 案：現庁舎東側への配置		C 案：北側緑地への配置	
組織配置	1フロアの面積が小さいため、十分な執務空間の確保が困難であるほか、階数が高いため、組織間の連携が難しい。	△	1フロアの面積が大きい ため、関連する部署の近接配置が可能であるが、階数が高いため、組織間の連携が難しい。	△	1フロアの面積が大きい ため、関連する部署の近接配置が可能である。また階数も低いので、組織間の連携が図りやすい。	○
施工性	現庁舎を利用しながらの工事となるため、工事に利用できるエリアが限定され、施工性が悪い。	△	工事に利用できるエリアが広く確保できるため、施工性は良い。	○	北側、西側二つの道路に面しているが、現庁舎と近接しているため、入念に工事計画を立てる必要がある。	△
アクセシビリティ	奥まった位置となるため、アクセス性が悪い。	△	広い道路に面しておらず、奥まった位置となるため、アクセス性が悪い。	△	国道171号及び西側市道に面しているため各方面からのアクセス性が良い。	○

図 10 【ゾーニング計画】

図 11 【 C案配置計画イメージ 】

V. 議会整備の方向性

議会と行政エリアの機能性を考慮するとともに、ユニバーサルデザインを基本として整備します。

- 議場をはじめ委員会室や議員控室など関係諸室については、総合的に議会機能を発揮できるレイアウトを目指します。
- 市民に開かれた議会を目指し、議会情報の提供や市民との交流を踏まえた多目的利用の可能性について検討します。
- 議場や委員会室など協議の場については、誰もが傍聴しやすい環境整備を目指します。



議場



議会ロビー



委員会室



控室

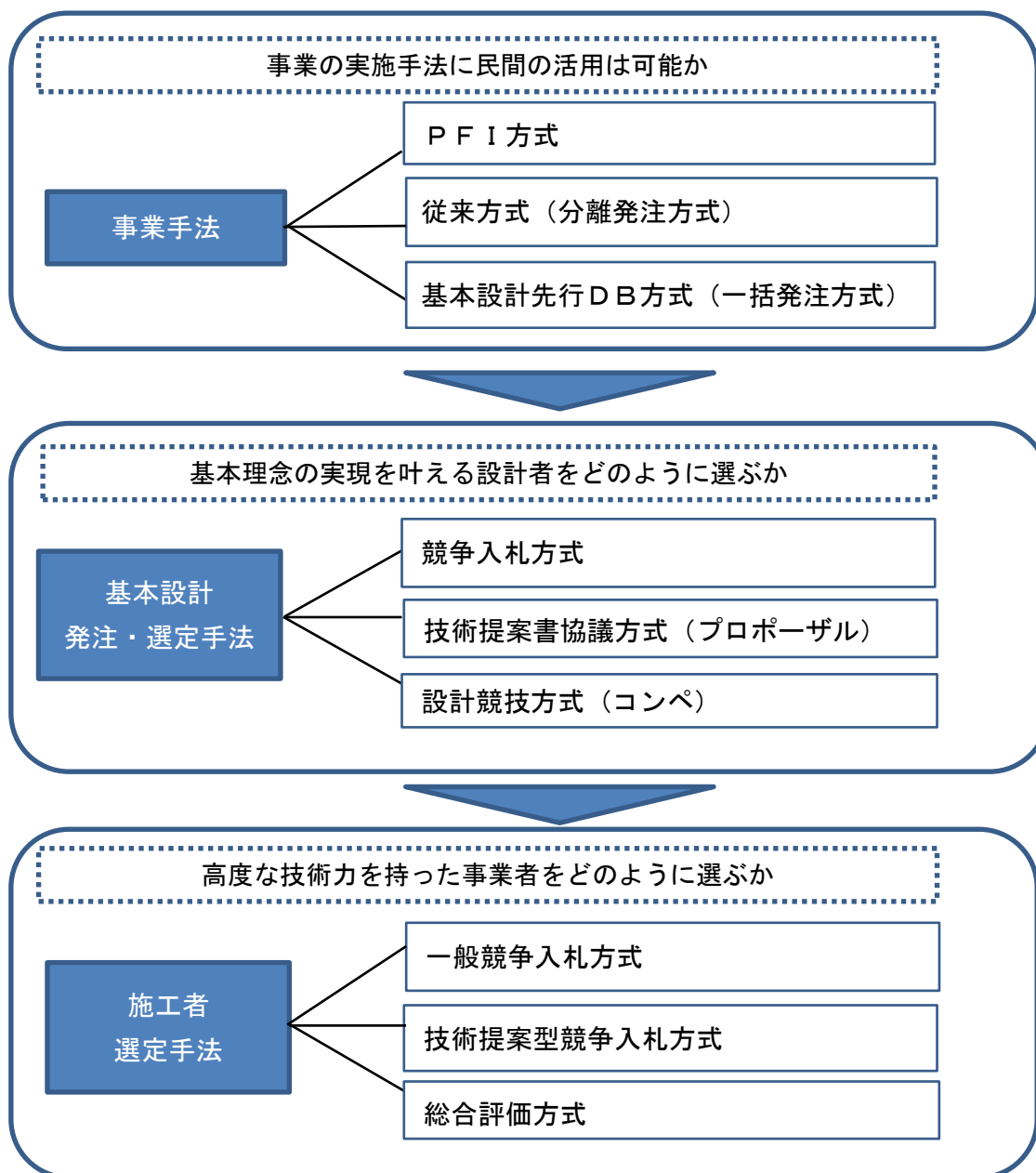
VI. 事業方式の計画

1 事業方式の検討の考え方

新庁舎整備事業の実現にあたっては、広大な敷地での再配置計画となり、敷地条件やスケジュール等様々な制限の中で事業を進める必要があるため、高度な技術力や経験を備えた民間事業者を最大限活用し、より良い庁舎を建設するとともに、経費の縮減に努めていくことが必要になります。また、大地震の発生に備え、着実に整備を進め、早期の完成を目指さなければならない状況です。

このような視点に立ち事業方式として民間活力も視野に入れた事業手法及び、高度な技術力を持った事業者を選ぶための業者選定手法について以下の考え方を基本として計画するものです。

《事業方式の検討と流れ》



2 事業手法

新庁舎の整備については従来型の公共直接方式のほか、設計から建設、そして維持管理・運営までの一連の業務に民間の資金や技術力を活用する事例もあります。

本市では、新庁舎建設において財政負担の軽減や施工計画等を総合的に考慮し、**基本設計先行DB（デザインビルド）方式**により事業を進めています。

1) PFI方式導入検討

新庁舎整備については、大きなVFM¹⁶効果が期待できない中、

- ・実質的な財政負担の増大が見込まれ、かつ、より大きな財政負担を先送りすることになること。

- ・早急な整備が期待される中、手続きなどによる事業計画の遅延が見込まれること。

- ・発注後における設計・仕様変更等の意向反映が難しいなど、柔軟な対応が困難になること。

など、PFI事業の実施に伴うデメリットがあり、導入にあたっては、市民の理解を得ることも難しくなると考えられます。

このため、新庁舎整備の事業手法としては、PFIよりも**公共直接方式**に優位性があると考えられます。

2) 公共直接方式比較検討

公共直接方式の比較として、設計者と施工者を別に発注する従来方式と、設計者と施工者を一括で発注するDB（デザインビルド）方式の比較を行いました。

表 20 【 事業手法の比較 】

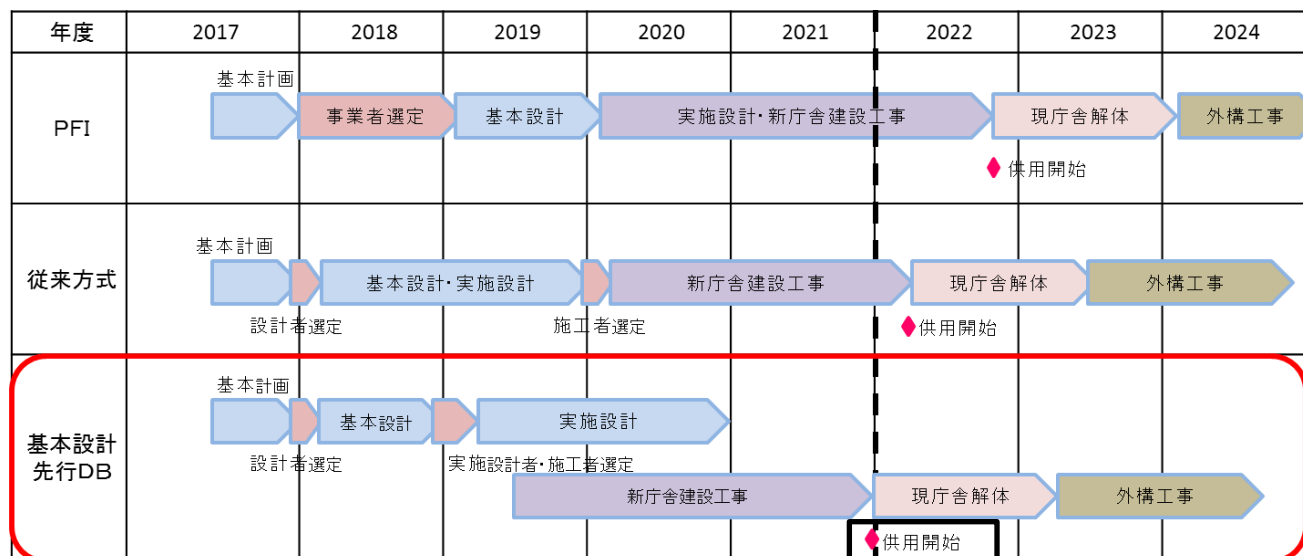
事業方式	民間活力方式	公共直接方式	
	PFI (BTO ¹⁷)	従来方式 (分離発注方式)	基本設計先行DB方式 (一括発注方式)
概要	PFI法に定める手続きに従い、設計、施工及び維持管理業務を包括的に実施する事業者を選定し、これらの企業が設立した特別目的会社（SPC）に一括発注する方式。	設計者、施工者、維持管理業者をそれぞれ選定し分離発注する。 業務を実施していく事業の最も一般的な方式。	施設整備資金を市が調達し、基本設計を先行発注する。実施設計者・施工者を同時に選定し一括発注する。 実施設計者及び施工者の選定にあたっては、建設工事を含めた技術提案を求める。

¹⁶ Value For Money の略。支払いに対して、最も価値の高いサービスを供給するという考え方。PFI LCC（Private Finance Initiative・Life Cycle Cost の略。PFI事業で実施した場合の財政負担総額を現在価値に換算したもの。）がPSC（Public Sector Comparator の略。公共主体（市が自ら実施）の場合の財政負担額を現在価値に換算したもの。）を下回れば、VFMがあると判断。

¹⁷ Build・Transfer－Operate の略。PFIのうち民間事業者が自らの資金で建設し、その後市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理する方法。建物の所有権は建設後に市に移転されるため、事業者に不動産取得税や固定資産税、都市計画税等は課税されない。管理・運営に関する責任分担を明確にすることができる。

事業方式	民間活力方式	公共直接方式	
	P F I (B T O)	従来方式 (分離発注方式)	基本設計先行DB方式 (一括発注方式)
新庁舎整備 の基本理念 の実現	性能発注となるため、発注後の意向反映が難しい。	設計、施工、維持管理に発注者の意向を反映させやすい。	基本設計を先行して実施することにより、市の意向（スペックや仕様、複数施設整備間の調整など）が反映された施設整備が可能であり、設計・施工を一括で発注することにより、一定の民間ノウハウの発揮が可能となる。
財政負担の 軽減	民間資金の活用により施設整備段階（設計・建設段階）の費用を維持管理運営業務期間中に平準化して支払うことができるが、金利が生じる。	公共施設等適正管理推進事業債の活用による財源確保が可能である。	公共施設等適正管理推進事業債の活用による財源確保が可能である。
発注工程	P F I 法に基づく事業者選定手続きとして、1年程度必要となり、発注期間が長期化する。	次年度から設計着手が可能で、事業を早期に進めることができる。	事業者選定期間が必要となり、従来型に比べ発注期間が長期化する可能性がある。
庁舎整備の 早期実現	発注期間が長期化するため、庁舎整備の早期実現は見込めない。	分離発注となるため、設計意図伝達や、施工計画の検討に時間を要する可能性がある。	実施設計期間中に並行して施工計画の検討を行うことができ、着工後の円滑な工事が期待できる。
その他	民活の範囲が限定的であり、参加事業者の意欲が少ないため、競争が働かず発注価格が高止まりする可能性がある。 災害等の緊急時に柔軟な対応が民間事業者にできるか懸念がある。	業務発注ごとに予算化措置・募集選定が必要となる。	設計・施工を一括で発注することにより、民間ノウハウの発揮（工期短縮、整備コストの縮減 など）が期待できる。

図 12 【 事業スケジュールの比較 】



3 発注・選定手法

1) 基本設計者の発注・選定手法

基本設計者を選定する手法としては、競争入札方式、技術提案書協議方式（プロポーザル）、設計協議方式（コンペ）があります。

設計者の選定は、より機能的な庁舎とするために、設計段階より発注者である本市（市民）の意向を反映させていくため、設計者から提示される案をもとに、本市と設計者の連携を十分に図ることが可能である技術提案書協議方式（プロポーザル）によることとし、事業を進めていきます。

表 21 【 基本設計者の発注・選定手法 】

発注方式	競争入札	随意契約	
選定手法	競争入札方式	技術提案書競技方式 （プロポーザル）	設計競技方式 （コンペ）
概要	価格競争により設計者を選定する方式。公共事業において一般的な選定手法	技術力や経験、設計に対する理念や考え方を提案する方式であり、「設計者を選ぶ」手法	一定の条件のもとに設計図面を中心に提案を募集する方式で、具体的な配置や平面計画、デザイン計画など、選定された提案図面に沿って設計が進められる「設計案を選ぶ」手法
選定基準	入札価格	技術力、経験、取組方策等を審査	設計案の審査
特徴	事業費を削減できる可能性が高い。	設計段階において発注者の意向を柔軟に反映させることができる。	デザイン性豊かで、良質な設計案を選定できる可能性が高い。

2) 施工者の選定手法

施工品質の確保をはじめ、建設費用の縮減、さらに施工者の技術力を活用できる手法について検討します。

施工者を選定する手法としては、競争入札方式、技術提案型競争入札方式、総合評価方式があります。

新庁舎の建設にあたっては、現在の施設を利用しながらの工事となるため、来庁者の安全確保や執務環境への配慮などを考慮しながら工事を進めていく必要があります。併せて、施工期間の制約が強いため、価格だけでなく品質確保が大きな要素として求められます。

また、外構整備工事や、解体工事等为新庁舎建設工事と分割して発注することで、多くの地元業者が元請けや協力業者として参画でき、地元経済への波及効果の可能性を検討する必要があります。

今後、以上の観点に加えて、基本設計を進めていく中で要求される品質や性能を十分に考慮し、施工者の選定方法を検討していくこととします。

表 22 【 施工者の選定方法 】

選定手法	一般競争入札	技術提案型競争入札方式	総合評価方式
概要	価格競争により施工者を選定する方式	入札段階で、設計図書に示された施工方法について技術提案を受け、これを審査したうえで競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づき入札し、価格競争により施工者を決定する方式	安全対策や地域貢献策など技術的な工夫の余地が大きい工事を対象として、競争参加者が技術提案と価格提案を一括して行い、評価項目と価格とを総合的に評価して施工者を決定する方式
選定基準	入札価格	入札価格（技術提案）	提案＋入札価格
特徴	・事業費を削減できる可能性が高い。 ・入札参加条件を設定することで一定の品質確保が可能となるが、品質より価格が優先される懸念がある。	・技術提案による一定の品質確保が可能。 ・一般的に特殊な技術を要する工事等において、コストの縮減が期待できるものを対象とする。 ・一般的な施設の建築工事の場合、不確定要素が少ないため、建設費の削減が見込まれる工種が少ない。	・工事品質の確保や向上が可能 ・施工期間の制約が強いものや地域貢献策など価格以外にも重視しなければならない工事を対象とする。 ・価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われるため、公平性・透明性が確保される。

4 概算事業費と財源

1) 概算事業費

事業費については、新庁舎の本体建築工事費、外構などの屋外整備工事費、現庁舎の撤去工事費、設計工事監理及び新たな備品の購入費など現時点で想定される新庁舎建設に係る費用を含みます。

事業費の算定にあたっては、近年のほかの自治体における新庁舎建設の事例を参考にしながら、以下の内訳を想定しています。

なお、全体事業費を抑制するため、設計段階における床面積の精査、コスト縮減につながる構造や設備の採用などの検討をします。

表 23 【 概算事業費内訳 】

項目	金額	備考
建設工事費	105.3 億円	
屋外整備工事費	8.6 億円	植栽等の撤去 外構整備等
撤去工事費	7.3 億円	
その他経費	13.8 億円	設計費 備品購入費等
合計	135 億円	

2) 財源

新庁舎建設事業の財源は、主に地方債と従前より積み立てを行ってきた基金を充当します。

このうち地方債は、公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債など、後年度に元利償還金の一部が地方交付税として措置される有利な地方債の活用を想定しています。

また、新庁舎建設事業の財源対策のため毎年度 1.5 億円を積み立てている基金は、平成 29 年度（2017 年度）末には 16 億円、新庁舎整備の最終年度となる 2021 年度（平成 33 年度）末には 22 億円となる見込みで、これを活用することにより地方債の発行を抑制し将来の負担を軽減させます。

その他にも、活用できる補助制度の調査・検討を行い、財政負担の軽減に努めます。

表 24 【 活用が想定される地方債 】

地方債区分	対象事業	充当率	地方交付税措置 ¹⁸	制度期限
公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）	市役所庁舎	90% 〔うち交付税対象〕 75%	30%	2020 年度（平成 32 年度）まで

¹⁸ 後年度に元利償還金の一部が基準財政需要額に算入され、地方交付税として措置されます。

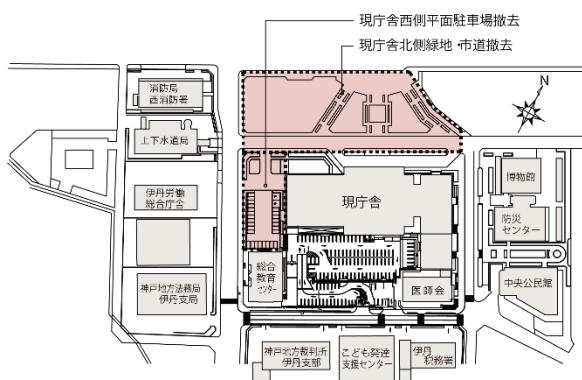
5 建設スケジュール

本基本計画に基づいて基本設計、実施設計を行い、施工段階を経て新庁舎での業務開始にいたるまでの年次スケジュールについては、現段階において、以下のとおり想定します。

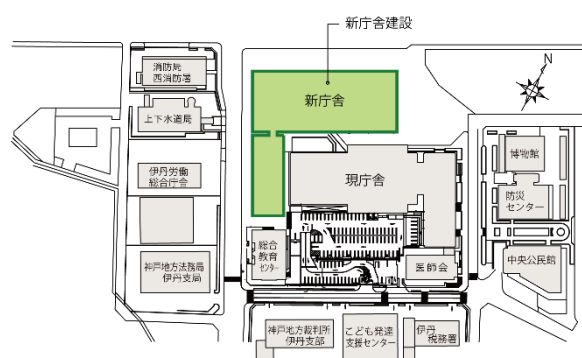
表 25 【 建設スケジュール】

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
工程	基本計画 設計者選定	基本設計 実施設計者・施工者選定	実施設計	新庁舎建設工事		現庁舎解体 供用開始	外構工事	

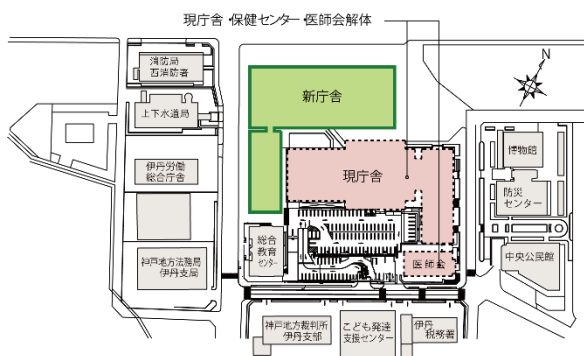
1期工事(2019年度(H31年度))



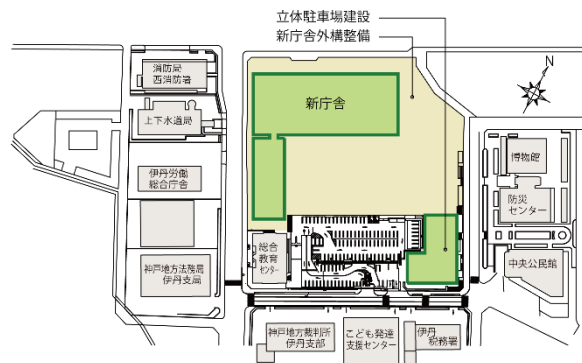
2期工事(2020-21年度(H32-33年度))



3期工事(2022年度(H34年度))



4期工事(2023-24年度(H35-36年度))



6 事業実施にあたっての各種法的手続き及び必要事項

事業実施にあたって、主に必要となる手続き及び関係法令は以下のとおりとなります。
計画の進捗に合わせ、必要な手続きを行います。

- ・都市計画法（開発許可申請等）
 - ・建築基準法（計画通知等）
 - ・消防法
 - ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
 - ・兵庫県福祉のまちづくり条例
 - ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例（緑化等）
 - ・景観法
 - ・伊丹市都市景観条例
 - ・駐車場法
 - ・航空法
 - ・北側緑地内雨水幹線の移設
 - ・現庁舎北側市道（千僧 4148 号線）の区域変更
 - ・兵庫県屋外広告物条例（公共広告物通知）
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - ・伊丹市宅地開発指導要綱
- その他、関連する法令、条例、規則、要綱等

VII. 今後の検討にあたって

本基本計画を受けて、今後、新庁舎整備を進めるうえでの検討項目は次のとおりです。

1 新庁舎の規模・配置計画

本基本計画で提示した新庁舎の規模・配置計画は、現時点における面積の試算やそれに基づくシミュレーションとして示したものです。

規模については、庁舎の必要機能や職員数を検証し、精査します。

また、配置計画については、これまで以上にメリット・デメリットを整理し、敷地の有効活用を考慮したうえで、新庁舎の配置場所を検討するとともに、基本設計に向けた設計方針を検討します。

2 新庁舎周辺エリアの利活用とまちづくり

現在の庁舎周辺エリアは、本市の総合交通ネットワーク上の主要交通拠点と位置付けており、移動の利便性向上を目指しています。本市が進めようとしているサイクルアンドバスライドの拠点や今後検討を進めるシェアサイクルの拠点とする可能性について検討します。

3 市民が利用できる多目的スペースについて

現庁舎跡地は市民が利用できる広場としての利用を検討します。

また、来庁者が快適に過ごすことを可能とするため、レストランやカフェ、コンビニエンスストア等の施設の導入を検討します。

4 北側緑地の樹木の再利用・有効活用について

現庁舎を生かしながら新庁舎を建設するために、北側緑地を活用した計画としています。そのため、現在あるクスノキや記念樹などの樹木は、伐採が必要となりますが、今後、専門家のご意見をお伺いしながら、移植の可能性や、将来にわたり市民に親しまれるような再利用方法など、研究します。また、新庁舎建設後には、同規模の緑地を再整備する計画としています。

また、これまで市民に親しまれてきた新庁舎建設敷地にあるモニュメントについては、現在の形を維持させた状態での移設とし、その設置場所については今後、検討します。

5 整備費用等（事業費及び維持管理費）

本基本計画で提示した事業費は、現時点における試算の結果として示したものです。

事業費については、建設物価等の社会経済情勢の変化に留意するとともに、ライフサイクルコスト低減の観点も踏まえ、設計段階等において維持管理費を含めて精査していきます。

6 庁舎東館（防災センター）を含む東側建物

庁舎東館（防災センター）を含む東側建物は、現庁舎から電源や熱源が供給されています。そのため、新庁舎の整備に伴い、東側建物の機能移転を含めたあり方を検討します。

おわりに

「伊丹市新庁舎整備基本計画」は、「市民の安全・安心な暮らしを支え 夢と魅力があふれる庁舎」の実現に向けて、施設として備えるべき各種機能について定めたほか、新庁舎として必要となる規模や、敷地の特性を踏まえた配置計画、想定される事業費、事業手法について整理しました。

今後は、本基本計画の方向性に沿ってさらに詳細な検討を行いながら、新庁舎整備事業の推進を図ります。

資料編

伊丹市新庁舎整備推進本部

平成 29 年度 新庁舎整備推進本部 名 簿

区分	役 職	氏 名
本部長	市 長	藤原 保幸
副本部長	副市長	行澤 睦雄
本部員	理事（財政基盤部長）	後藤 和也
本部員	総合政策部長	大西 俊己
本部員	総務部長	堀口 明伸
本部員	市民自治部長	柳田 尊正
本部員	健康福祉部長	坂本 孝二
本部員	市長付参事（特定施策推進担当）	桒村 義則

平成 29 年度 新庁舎整備推進本部幹事 名 簿

区 分	役 職	氏 名
幹事長	安全・安心施策推進班副参事	馬場 一憲
副幹事長	安全・安心施策推進班主幹	木村 哲也
幹 事	総合政策部政策室主幹	藤井 裕作
幹 事	総合政策部空港・広報戦略室 都市ブランド・観光戦略課長	中本 賢一
幹 事	総務部総務室長兼総務課長	岡田 章
幹 事	財政基盤部歳入企画室市民税課長	蓼原 恵
幹 事	市民自治部まちづくり室まちづくり推進課長	小宮 正照
幹 事	市民自治部共生推進室同和・人権推進課長	松本 好彦
幹 事	市民自治部環境政策室生活環境課長	中田 正仁
幹 事	健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課	濱田 雄生
幹 事	こども未来部こども室こども若者企画課長	倉島 正佳
幹 事	都市活力部都市整備室長兼営繕課長	田原 安治
幹 事	都市活力部都市整備室都市計画課長	小山 雅之
幹 事	都市交通部交通政策室長兼都市安全企画課長	真田 美樹
幹 事	会計室長兼主幹	長野 直美
幹 事	消防局管理室消防総務課長	山本 三人次
幹 事	上下水道局経営企画室経営企画課長	乾 義昭
幹 事	交通局総務課長	浜名 順也
幹 事	市立伊丹病院事務局次長兼総務課長	田中 久雄
幹 事	ボートレース事業局参事兼総務課長	多田 勝志
幹 事	教育委員会事務局管理部教育総務課長	池田 昌弘
幹 事	教育委員会事務局生涯学習部社会教育課長	中畔 明日香
幹 事	選挙管理委員会事務局次長	木村 克彦
幹 事	監査委員事務局次長	阪上 元良
幹 事	農業委員会事務局長	阪部 広典
幹 事	市議会事務局庶務課長	米谷 智

平成 29 年度 新庁舎整備推進本部窓口サービス専門部会 名 簿

所 属		役 職	氏 名
総務部人材育成室	人事研修課	課長	藤田 浩之（部会長）
総務部総務室	情報管理課	課長	大田 幸正（副部会長）
市民自治部まちづくり室	市民課	課長	谷口 国彦（副部会長）
市民自治部環境政策室	生活環境課	課長	中田 正仁
財政基盤部歳入企画室	市民税課	課長	蓼原 恵
健康福祉部地域福祉室	地域・高年福祉課	課長	濱田 雄生
健康福祉部保健医療推進室	国保年金課	課長	伊藤 公男
こども未来部こども室	保育課	課長	池田 昌寛
こども未来部こども室	子育て支援課	課長	友澤 美香
こども未来部こども室	こども家庭課	課長	牧村 達也
教育委員会学校教育部 学校教育室	学事課	課長	大村 寿一

ワーキンググループ名簿

所 属		氏 名
健康福祉部保健医療推進室	国保年金課	多田 昌義（リーダー）
健康福祉部生活支援室	生活支援課	松原 雄大（サブリーダー）
財政基盤部歳入企画室	収納管理課	山下 敬士
総務部総務室	情報管理課	竹中 史明
総務部総務室	情報管理課	片岡 栄二郎
財政基盤部歳入企画室	市民税課	倉島 真理子
市民自治部環境政策室	生活環境課	中谷 克也
市民自治部まちづくり室	市民課	山崎 真也
健康福祉部地域福祉室	障害福祉課	堀 夏海
こども未来部こども室	保育課	富田 雄也
こども未来部こども室	こども家庭課	福田 千景
こども未来部こども室	子育て支援課	平賀 昭光
教育委員会学校教育部 学校教育室	学事課	細田 佳奈美

市民アンケート調査結果

市民アンケート調査結果

1. 調査目的

市民に対する現庁舎の問題点、新庁舎建設に関する意見等のアンケート調査の実施により、新庁舎建設の検討にあたっての基礎資料として活用することを目的とする。

2. 調査期間

平成 29 年 10 月 20 日（金）発送（11 月 10 日（金）返信依頼）

3. 調査方法

＜郵送方式＞

無作為に抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 名に対して郵送で配布、郵送で回収。

＜来庁者アンケート方式＞

調査期間中に来庁された市民にアンケート。

4. 回収枚数

＜郵送方式＞

1,625 枚（回収率 54.1%）

＜来庁者アンケート方式＞

133 枚

【アンケート回答者属性】

◆性別

	男性	女性	無回答	計
回答数	745 42.4%	954 54.3%	59 3.4%	1,758 100.0%

◆年齢

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	計
回答数	30 1.7%	153 8.7%	193 11.0%	327 18.6%	272 15.5%	321 18.3%	431 24.5%	31 1.8%	1,758 100.0%

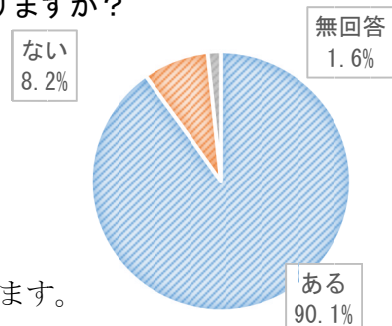
◆お住まい

	天神川小学校区	荻野小学校区	鴻池小学校区	桜台小学校区	池尻小学校区	花里小学校区	昆陽里小学校区	笹原小学校区	摂陽小学校区	稲野小学校区
回答数	124 7.1%	82 4.7%	63 3.6%	104 5.9%	84 4.8%	73 4.2%	86 4.9%	151 8.6%	82 4.7%	128 7.3%
	瑞穂小学校区	緑丘小学校区	神津小学校区	有岡小学校区	伊丹小学校区	鈴原小学校区	南小学校区	市外	無回答	計
	89 5.1%	104 5.9%	34 1.9%	116 6.6%	181 10.3%	85 4.8%	132 7.5%	1 0.1%	39 2.2%	1,758 100.0%

【アンケート回答結果】

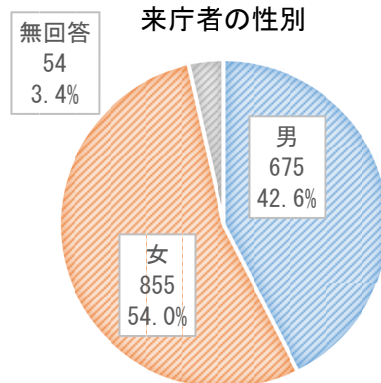
問1 最近（過去5年間）、市役所に来られたことはありますか？

	ある	ない	無回答	計
回答数	1,584	145	29	1,758



9割以上の市民が5年以内に市役所をご利用されています。

来庁者の性別



来庁される市民の性別は、男性 42.6%、女性 54.0%と女性が男性を若干上回っています。年齢別においても、どの年代も女性が多い傾向にあります。

来庁者の年齢



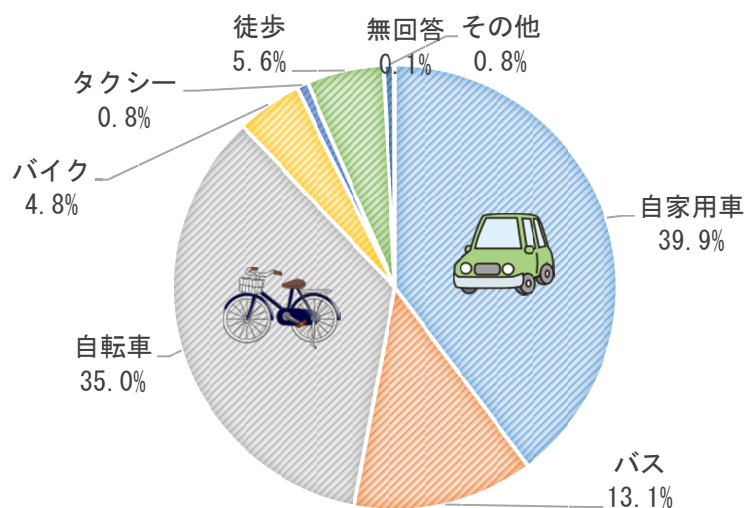
来庁される市民の年齢は、70歳以上の方が最も多く、次いで60歳代となっており、その次は、子育て世代の40歳代が多くなっています。

来庁される市民のお住まいは、神津支所のある神津小学校区以外は、市内全域から来庁されています。

	天神川小学校区	荻野小学校区	鴻池小学校区	桜台小学校区	池尻小学校区	花里小学校区	昆陽里小学校区	笹原小学校区	摂陽小学校区	稲野小学校区
回答数	114 7.2%	73 4.6%	56 3.5%	95 6.0%	75 4.7%	67 4.2%	75 4.7%	140 8.8%	75 4.7%	119 7.5%

瑞穂小学校区	緑丘小学校区	神津小学校区	有岡小学校区	伊丹小学校区	鈴原小学校区	南小学校区	市外	無回答	計
86 5.4%	93 5.9%	30 1.9%	99 6.3%	156 9.8%	78 4.9%	118 7.4%	1 0.1%	34 2.1%	1,584 100.0%

問2 市役所に来られる際に、最もよく利用される交通手段はどれですか？



来庁される市民の交通手段は、自家用車が最も多く、次いで自転車が多くなっており、両方で約75%を占めています。

問 3 市役所に来られる際のご用件はどれですか？（複数回答）

	回答数	割合
戸籍・住民票・証明等	1,190	75.1%
年金・国民健康保険等	552	34.8%
税金	285	18.0%
福祉・障がいサービス等	206	13.0%
介護・高齢者サービス等	191	12.1%
保育所・子育て等	157	9.9%
幼稚園・学校等	97	6.1%
市民相談（法律相談等）	66	4.2%
環境・ごみ等	53	3.3%
建築・開発・都市計画	23	1.5%
農業・商工業	21	1.3%
道路・交通安全等	20	1.3%
議会	13	0.8%
その他	179	11.3%
無回答	7	0.4%
計	3,060	

来庁される市民の 7 割以上の方が、戸籍・住民票・証明書等を要件とされています。次いで、年金・国民健康保険等が多くなっています。

その他の主なご意見

選挙のための期日前投票や A T M 利用のために来庁されている方が多くなっています。

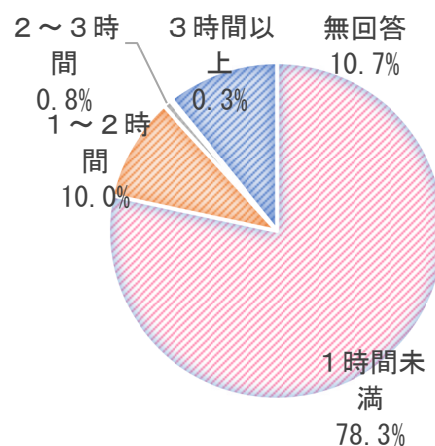
また、同時に手続きを実施する方も多く、1,584人中、多いものから順に

	回答数	割合
【戸籍・住民票・証明等】	429	27.1%
【戸籍・住民票・証明等】＋【年金・国民健康保険等】	161	10.2%
【年金・国民健康保険等】	76	4.8%
【戸籍・住民票・証明等】＋【税金】	60	3.8%
【その他】	58	3.7%
【戸籍・住民票・証明等】＋【年金・国民健康保険等】＋【税金】	57	3.6%
【戸籍・住民票・証明等】＋【保育所・子育て等】	57	3.6%
【戸籍・住民票・証明等】＋【その他】	38	2.4%
【福祉・障がいサービス等】	33	2.1%
【戸籍・住民票・証明等】＋【介護・高齢者サービス等】	29	1.8%

となっています。

問3-2 滞在時間

	1時間未満	1～2時間	2～3時間	3時間以上	無回答	計
回答数	1,241	158	12	4	169	1,584



問 4 これまで市役所に来られた際に、施設面や設備面でご不満・ご不便を感じたことはどれですか？（複数回答）

	回答数	割合
目的の場所がどこにあるのかわからない	578	36.5%
特に問題を感じない	465	29.4%
用件先が分散していて、1箇所です事が済まない	426	26.9%
老朽化・耐震化	324	20.5%
駐車場・駐輪場が足りない	259	16.4%
窓口・相談室などのプライバシーへの配慮が足りない	253	16.0%
待合スペース・通路が狭い	184	11.6%
高齢者・障がい者への配慮が足りない	129	8.1%
市民活動・交流スペースがない（少ない）	94	5.9%
乳幼児への配慮が足りない	67	4.2%
その他	161	10.2%
無回答	25	1.6%
計	2,965	

市役所のハード面に対して特に問題を感じない方も多い一方、不満としては、目的の場所がどこにあるのかわからないことが最も多く、次いで、用件先が分散していることとなっています。また、庁舎の老朽化や耐震化にも不安が伺えます。

その他の主なご意見

庁舎が暗いことやトイレの設置に対するご不満が多く、駐車場や駐輪場が狭いというご意見が多くあります。

問5 新庁舎建設にあたり、求めるもの・重要視することはどれですか？（複数回答）

	回答数	割合
目的の場所がわかりやすいこと	833	52.6%
災害時の拠点となること	790	49.9%
1箇所で用事を済ませることができること	583	36.8%
高齢者・障がい者・乳幼児等に配慮された庁舎であること	510	32.2%
十分な駐車場・駐輪場があること	496	31.3%
ロビーや待合スペースが十分であること	278	17.6%
プライバシーに配慮されたスペースがあること	267	16.9%
省エネルギーなど地球環境にやさしい庁舎であること	255	16.1%
市民活動や交流スペースがあること	115	7.3%
特になし	73	4.6%
その他	75	4.7%
無回答	22	1.4%
計	4,297	

前の問での不満を反映し、新庁舎に求めることは、目的の場所がわかりやすく、ワンストップサービスや関連窓口の集約化に期待が伺えます。また、災害時の拠点となることを重視されています。次に、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインや主な交通手段である車や自転車を止めるスペースが十分にあることを重要視されています。

その他の主なご意見

総合案内を設置してほしい、市役所へのバスでのアクセスを良くしてほしい、駐輪場の場所をわかりやすくしてほしいなどのご意見が多くあります。

問6 新庁舎建設にあたり、あるとよい施設・設備はどれですか？（複数回答）

	回答数	割合
A T Mコーナー	734	46.3%
レストラン・喫茶店	670	42.3%
コンビニ	567	35.8%
憩いのスペース	376	23.7%
市民のまちづくり活動に利用できる交流スペース	368	23.2%
コピー機・F A X	360	22.7%
行政や議会の情報発信スペース	282	17.8%
特にない	156	9.8%
その他	78	4.9%
無回答	38	2.4%
計	3,629	

問3で市役所に来られる用件のその他は、期日前投票とA T Mコーナーが多く、ここでもA T Mコーナーへの要望が最も多くなっています。次いで、レストラン・喫茶店、コンビニなどがあるほうがいいという結果となっています。

その他の主なご意見

銀行窓口の設置や安価な食堂、キッズスペースの設置に対するご要望が多くあります。

問 7 その他新庁舎建設について（自由記述）

《主な意見》

1	伊丹のシンボル（ランドマーク）となる様な特色のある庁舎にしてほしい。
2	現行の市役所は暗く、通路も狭いので、明るく開放的な空間にしてほしい。
3	華美なものではなく、コストを考えて、簡素な庁舎にしてほしい。
4	新庁舎の建て替えは必要ない。耐震補強や災害時の代替施設を用意しておくだけでよい。税金が高くなるのではないかと心配している。
5	災害時に一番安心・安全な場所になってほしい。
6	緑あふれる庁舎にしてほしい。
7	窓口の対応が遅く、待たされることが多い。時間を無駄にしないで良い様な窓口システムの導入を期待する。
8	窓口の待ち時間がつまらなさと感じないような工夫をしてほしい。
9	窓口で隣の来客が気になって相談しにくいので、つい立て等の配慮がほしい。
10	土日祝日の開庁を希望する。
11	テロ等の防止などセキュリティ対策を強化してほしい。
12	職員の机の上に書類の山積みが気になる。乱雑に置かれた書類等がすっきりした光景になることを期待する。
13	庁舎内の案内をわかりやすくし、すぐに目的の課に行けるようにしてほしい。
14	バリアフリーで、高齢者や障がい者にも使いやすい庁舎にしてほしい
15	トイレの数を増やしてほしい。多目的トイレを各階に整備してほしい。
16	子ども連れでも、利用しやすいよう、子ども用トイレやベビーベッド、キッズスペースや授乳室などの設備を整備してほしい。
17	明るく美味しいレストラン、コンビニや、ATM コーナー、コピー機、パソコンコーナーまたはネット接続（Wi-Fi）を設置してほしい。
18	AI 技術の活用など IT 化社会を見据え、先取りした庁舎にしてほしい。
19	ここに来れば伊丹市の情報が全て解るような情報発信基地としての機能を持たせてほしい。
20	市民が自由に使え、交流ができるスペースがほしい。

新庁舎建設に関する市民アンケート

～ 市民のみなさまのお考えをお聞かせください ～

日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市の市役所本庁舎は、昭和 47 年に建築され、すでに築 45 年が経過し、平成 7 年には阪神・淡路大震災を経験したことなどから、建物の耐震性に大きな課題を抱えています。

そのような中、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における当該地域の市役所等の庁舎等が被災したことで災害対応に遅れが生じたことを踏まえ、災害復興の拠点施設となる庁舎機能の業務継続の重要性を改めて認識し、来庁者や職員等の安全性を確保する為、現在の位置での建て替えを計画しています。

本アンケートは、新庁舎の建設に向けた基本計画を策定するために、現庁舎の問題点や新庁舎に求めるものなどについて、市民のみなさまからご意見を伺うために実施します。実施にあたりましては、伊丹市にお住まいの満 18 歳以上の方の中から無作為に 3,000 人選ばせていただきました。お忙しいとは存じますが、アンケート用紙にご回答いただき、同封の返信用封筒に入れ、

11月10日（金）までに、郵便ポストにご投函くださいますようお願いいたします。切手を貼っていただく必要はありません。

この調査は無記名でご回答いただき、調査の結果は基本計画を策定するための基礎資料としてのみ使用します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 10 月 伊 丹 市

○ 記入にあたってのお願い

- * 封筒のあて名の方、ご本人が記入してください。
- * 鉛筆またはボールペンで記入してください。
- * 質問によって、回答が「○は 1 つ」、「○は 3 つまで」などと限定されている場合がありますので、それに従って回答してください。
- * 「その他」にあてはまる場合は、（ ）内になるべく具体的にその内容を記入してください。
- * 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、質問のことで書きをよくお読みください。

この調査に関するお問い合わせは・・・
伊丹市安全・安心施策推進班
電話 784-8120（直通）

現在の市役所の利用状況と印象などについてお答えください。

問1 最近(過去5年間)、市役所に来られたことはありますか？
(1つに○をつけてください)

1. ある → 問2へお進みください	2. ない → 問5へお進みください
--------------------	--------------------

問2 市役所に来られる際に、最もよく利用される交通手段はどれですか？
(1つに○をつけてください)

1. 自家用車	2. バス	3. 自転車
4. バイク	5. タクシー	6. 徒歩
7. その他 ()		

問3 市役所に来られる際のご用件はどれですか？また、滞在時間はどのくらいですか？
(当てはまるものすべてに○をつけてください)

1. 戸籍・住民票・証明等	2. 年金・国民健康保険等	3. 介護・高齢者サービス等		
4. 福祉・障がいサービス等	5. 税金	6. 議会		
7. 環境・ごみ等	8. 保育所・子育て等	9. 幼稚園・学校等		
10. 道路・交通安全等	11. 建築・開発・都市計画	12. 農業・商工業		
13. 市民相談（法律相談等）	14. その他（ ）			
滞在時間	1. 1時間未満	2. 1～2時間	3. 2～3時間	4. 3時間以上

問4 これまで市役所に来られた際に、施設面や設備面で不満・ご不便を感じたことはどれですか？
(当てはまるものすべてに○をつけてください)

1. 老朽化・耐震化	2. 待合スペース・通路が狭い
3. 目的の場所がどこにあるのかわからない	4. 用件先が分散していて、1箇所です事が済まない
5. 高齢者・障がい者への配慮が足りない	6. 乳幼児への配慮が足りない
7. 窓口・相談室などのプライバシーへの配慮が足りない	8. 市民活動・交流スペースがない(少ない)
9. 駐車場・駐輪場が足りない	10. 特に問題を感じない
11. その他 ()	

これからの市役所のあり方についてお答えください。

問5 新庁舎建設にあたり、求めるもの・重要視することはどれですか？
(当てはまるもの3つまで○をつけてください)

1. 災害時の拠点となること	2. ロビーや待合スペースが十分であること
3. 目的の場所がわかりやすいこと	4. 1箇所で用事を済ませることができること
5. 高齢者・障がい者・乳幼児等に配慮された庁舎であること	6. プライバシーに配慮されたスペースがあること
7. 市民活動や交流スペースがあること	8. 省エネルギーなど地球環境にやさしい庁舎であること
9. 十分な駐車場・駐輪場があること	10. 特にない
11. その他 ()	

問6 新庁舎建設にあたり、あるとよい施設・設備はどれですか？
(当てはまるもの3つまで○をつけてください)

1. 行政や議会の情報発信スペース	2. 市民のまちづくり活動に利用できる交流スペース
3. レストラン・喫茶店	4. コンビニ
5. A T Mコーナー	6. 憩いのスペース
7. コピー機・F A X	8. 特にない
9. その他 ()	

問7 その他新庁舎建設について【自由記述】

最後に、あなた自身のことについてお答えください。

問8 あなたのことについてお答えください。
(各項目1つに○をつけてください)

【性 別】	1. 男	2. 女	
【年 齢】	1. 20歳未満	2. 20歳代	3. 30歳代
	4. 40歳代	5. 50歳代	6. 60歳代
	7. 70歳以上		
【お住まい】	1. 天神川小学校区	2. 荻野小学校区	3. 鴻池小学校区
	4. 桜台小学校区	5. 池尻小学校区	6. 花里小学校区
	7. 昆陽里小学校区	8. 笹原小学校区	9. 摂陽小学校区
	10. 稲野小学校区	11. 瑞穂小学校区	12. 緑丘小学校区
	13. 神津小学校区	14. 有岡小学校区	15. 伊丹小学校区
	16. 鈴原小学校区	17. 南小学校区	
	18. わからない → () 記入例：千僧1丁目		



以上でアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。
11月10日(金)までに返信用封筒に入れ、ポストに投函していただきますようお願いいたします。



新庁舎 規模の算定について

現庁舎 執務面積一覧

エリア			人	面積 (㎡)	㎡/人	平均
現フロア	部	各課・係				
1F	市民自治部	まちづくり推進課	18	90.7	5.0	4.0
1F	健康福祉部	地域高年福祉課	18	50.9	2.8	
1F	健康福祉部	障害福祉課	25	76.2	3.0	
1F	健康福祉部	障害福祉課（相談室）		6.8		
1F	健康福祉部	生活支援課 1	54	121.8	2.9	
1F	健康福祉部	生活支援課 2		34		
1F	健康福祉部	生活支援課（相談室）		19.1		
1F	健康福祉部	支援管理課	13	62.6	4.8	
1F	会計室	会計室	12	105.4	8.8	
1F	健康福祉部	地域医療推進課	4	21.7	5.4	
1F	健康福祉部	健康政策課	51	132.8	2.6	
1F	健康福祉部	法人監査課	5	21.6	4.3	
1F	健康福祉部	介護保険課	39	60.3	1.5	
1F	健康福祉部	介護保険課（作業室）		24.3		
1F	健康福祉部	介護保険課（相談室）		2.8		
1F	健康福祉部	自立相談課	10	59.2	5.9	
1F	市民自治部	市民課	44	200.7	4.6	
1F	健康福祉部	後期医療福祉課	16	59.3	3.7	
1F	健康福祉部	国保年金課	42	174.7	4.2	
1F	市民自治部	市民課（マイナンバー）		40		
2F	伊丹市議会	議会事務局	12	103.8	8.7	7.2
2F	総務部	法制課	8	44.7	5.6	
2F	総合政策部	政策室	10	73.5	7.4	
2F	総合政策部	広報課	8	40.7	5.1	
2F	総合政策部	都市ブランド観光戦略課	8	35.8	4.5	
2F	総合政策部	空港政策課	5	35.8	7.2	
2F	総務部	管財課	13	40.9	3.1	
2F	総務部	契約・検査課	7	50.1	7.2	
2F	総務部	法務管理課	5	17.5	3.5	
2F	総務部	総務課	12	49.8	4.2	
2F	総合政策部	秘書課	5	101.2	20.2	
2F	総務部	人事研修課給与制度課	23	106.9	4.6	
2F	市民自治部	市民相談課	4	85.4	21.4	
2F	財政基盤部	財政企画課	10	46.2	4.6	
2F	財政基盤部	経営企画課	7	50.7	7.2	
2F	財政基盤部	資産税課	17	98.3	5.8	
2F	財政基盤部	徴収対策課 1	18	67.7	4.2	
2F	財政基盤部	徴収対策課 2		7.7		
2F	財政基盤部	収納管理課	10	39.9	4.0	
2F	財政基盤部	市民税課	19	161.3	8.5	
3F	総務部	福利厚生課	11	49.5	4.5	6.1
3F	市民自治部	環境保全課	9	61.4	10.9	
3F	市民自治部	環境保全課（大気監視室）		36.9		
3F	市民自治部	生活環境課	14	57.6	4.1	
3F	市民自治部	みどり自然課	10	52.4	5.2	
3F	市民自治部	公園課	11	55	5.0	
3F	市民自治部	人権教育・国際平和・同和人権推進課	20	103.1	5.2	

エリア			人	面積(㎡)	㎡/人	平均
現フロア	部	各課・係				
4F	こども未来部	こども若者企画課	7	41.6	5.9	5.4
4F	こども未来部	こども家庭課 1	15	77.9	5.6	
4F	こども未来部	こども家庭課 2		6.8		
4F	こども未来部	子育て支援課	16	62.3	3.9	
4F	こども未来部	保育課	13	63.8	4.9	
4F	こども未来部	保育政策課	5	21.1	4.2	
4F	生涯学習部	社会教育課	12	80.2	6.7	
4F	生涯学習部	スポーツ振興課	8	39.4	4.9	
4F	教育委員会事務局学校教育部	保健体育・教育企画・学校指導課	29	121.5	4.2	
4F	教育委員会事務局学校教育部	学事課	12	58.3	4.9	
4F	教育委員会事務局	共用打合せ		14.7		
4F	教育委員会事務局管理部	施設課	8	44.4	5.6	
4F	教育委員会事務局管理部	総務課（教育委員会）	8	70.1	8.8	
5F	都市交通部	道路保全課	23	110.2	4.8	7.2
5F	都市交通部	土地調査課	10	60.6	6.1	
5F	都市交通部	部長席エリア		12.5		
5F	都市交通部	共有スペース		30.2		
5F	都市交通部	道路建設課	13	77.3	5.9	
5F	都市活力部	住宅政策課	11	76	6.9	
5F	臨時福祉給付金等事業推進班	臨時福祉給付金等事業推進班	5	75.2	15.0	
5F	都市交通部	都市安全企画課	17	69.9	4.1	
5F	都市交通部	交通政策課	6	37.4	6.2	
5F	安全・安心施策推進班	安全・安心施策推進班 1	6	53.3	16.0	
5F	安全・安心施策推進班	安全・安心施策推進班 2		10.6		
5F	教育委員会事務局管理部	職員課	7	41.8	6.0	
5F	教育委員会事務局管理部	職員課（面談室）		12		
6F	総合政策部	施設マネジメント課	3	30.1	10.0	7.7
6F	都市活力部	文化振興課	5	46.1	9.2	
6F	都市活力部	まちなかにぎわい課	6	45.2	7.5	
6F	都市活力部	商工労働課 1	11	91.4	9.5	
6F	都市活力部	商工労働課 2		4		
6F	都市活力部	農業政策課	7	41	5.9	
6F	固定資産評価審査委員会書記局	固定資産評価審査委員会室	0	32.8		
6F	農業委員会事務局	農業委員会事務局	3	37.7	12.6	
6F	都市活力部	建築指導課	18	111.5	6.2	
6F	都市活力部	都市計画課	12	70.7	5.9	
6F	都市活力部	打合せ		27.3		
6F	都市活力部	営繕課	24	127.8	5.3	
7F	監査委員事務局	監査事務局	7	54.7	7.8	
7F	監査委員事務局	監査委員室		66.1		
7F	総務部	情報管理課	10	77.9	7.8	
7F	総務部	情報管理課（開発室）		32.1		
7F	総務部	情報管理課（パンチャール室）		16		
7F	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	6	64.4	10.7	
7F	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会室		52.8		
B1F		車両係	4	42.2	10.6	
B1F		運転手控室		41.5		
合計			974	5521.1	5.7	

伊丹市本庁舎職員数・階職の分類

(単位：人)

伊丹市職階											
伊丹市	特別職	理事級	部長級	次長級	課長級	副主幹級	主査級	主任級	その他正職	嘱託	臨職
市長部局	3	1	12	21	61	23	115	153	251	75	165
教育委員会	1	1	3	0	10	2	27	8	19	14	9

平成 29 年（2017 年）12 月 1 日時点

総務省 起債対象算定基準

項目			職員数	換算人員	単位
1.	三役・特別職	20 (換算率)	4	80	人
2.	部長・次長級	9 (換算率)	17	153	人
3.	課長級	5 (換算率)	92	460	人
4.	補佐・係長級	2 (換算率)	328	656	人
5.	一般職員	1 (換算率)	533	533	人
(ア) 一般事務面積		職員数 (A) = 職員数合計	974		人
		換算人員 (B) = 換算人員合計	1,882		人
		必要面積 (C) = (B) × 4.5 m ²	8,469		m ²
(イ) 倉庫		(C) × 13.0%	1,101		m ²
(ウ) 会議室等		(A) × 7 m ²	6,818		m ²
計 (D) = (イ) + (ウ)			7,919		m ²
(エ) 玄関等		(ア) ~ (ウ) の合計 × 40%	6,556		m ²
(オ) 議事堂		議員定数 28 名 × 35 m ²	980		m ²
計 (E) = (エ) + (オ)			7,536		m ²
庁舎面積 = (C) + (D) + (E)			23,924		m ²

※小数点第1位切り上げ

国土交通省 新営庁舎面積算定基準

項目			職員数	換算人員	単位
1.	局長級	18 (換算率)	4	72	人
2.	部長・次長級	9 (換算率)	17	153	人
3.	課長級	5 (換算率)	92	460	人
4.	補佐級	2.5 (換算率)	167	417.5	人
5.	係長級	1.8 (換算率)	161	289.8	人
6.	一般職員	1 (換算率)	533	533	人
執務面積	事務室	職員数 (A) = 職員数合計	974		人
		換算人員 (B) = 換算人員合計	1,925.3		人
		必要面積 (C) = (B) × 3.3 m ²	6,354		m ²
付属面積	(ア) 会議室	40 (m ² /100 人) + α	739		m ²
	(イ) 電話交換室	表より	220		m ²
	(ウ) 倉庫	C × 13%	826		m ²
	(エ) 宿直室 (1 人)	10 (m ² /1 人) + 3.3 × β	10		m ²
	(オ) 庁務員室 (1 人)	10 (m ² /1 人) + 1.65 × γ	10		m ²
	(カ) 湯沸室	6.5 m ² ~ 13 m ² 標準	13		m ²
	(キ) 受付・巡視	最小 6.5 m ²	7		m ²
	(ク) 便所	表より A × 0.32	312		m ²
	(ケ) 医務室	表より	157		m ²
	(コ) 売店	A × 0.085	83		m ²
	(サ) 食堂・喫茶	表より	450		m ²
	(シ) 行政サービス	職員 1 人当たり 7 m ² と設定 (注 1)	6,818		m ²
	計 (D)		9,645		m ²
執務面積と付属面積の合計 (E) = (C) + (D)			15,999		m ²
設備	(ア) 機械室	表より	1,519		m ²
	(イ) 電気室	表より	275		m ²
	(ウ) 自家発電電気室	表より	56		m ²
	計 (F)		1,850		m ²
その他	(ア) 玄関・廊下等	(D+F) × 35%	4,023		m ²
	(イ) 議事堂	議員定数 (28 人) × 35 m ² (注 1)	980		m ²
	計 (G)		5,003		m ²
庁舎面積 = (E) + (F) + (G)			22,852		m ²

注) 行政サービス、議事堂は算定基準にはないため、総務省地方債基準を用いて算出。

※小数点第 1 位切り上げ

執務面積集計結果（平成 29 年（2017 年）10 月）

配置人員数 (人)		正規職員								非常勤・臨時職員				合計 席数（席）	必要 職員 席面積 (㎡)	テー ブル 面積 (㎡)	必要 OA 端 末面積 (㎡)	その 他特 殊什 器 (有無)	その他
		部長 級	次長 級	課長 級	副主 幹	主査 級	主任 級	一般 職	a 正 規職 員合 計 (席)	① a 正 規職 員合 計 (㎡)	嘱託	臨時	b 机 席合 計 (席)	② ス タ ン ダ ー ド 面 積 (㎡)					
全庁共有		14	15						34	236			0	0	34	235.6	0	0	
総合政策部	秘書課			1	1		1		3	12			0	0	3	12.4	25.5	5	1 データ保存用HD
	政策室		1	3	1	1	1		7	38	1		1	2.4	8	40.0	16.6	5.3	1 空気清浄機
	施設マネジメント課			1		1		1	3	12			0	0	3	12.4	14.7	0	
	広報課			1		2		3	6	20		2	2	4.8	8	24.4	14	6.6	4 TV
	都市ブランド・観光戦略課			1		1	1	2	5	17	1	1	2	4.8	7	22.0	14	1	
	空港政策課		1		1			2	4	15		1	1	2.4	5	17.2	6.4	6.3	
総務部	総務課				1	1	1	6	9	22		2	2	4.8	11	26.4	28	20.6	1 モニター
	管財課			1		2	2	1	6	20	6		6	14.4	12	34.0	15.2	13.9	
	管財課 車両グループ					1	3		4	9.6			0	0	4	9.6	0	0	資料無し
	契約・検査課			1			2	3	6	20		1	1	2.4	7	22.0	15.2	5	
	情報管理課			1		3	2	2	8	24	1	1	2	4.8	10	29.2	19.1	62.9	7 モニター等
	法務室		1	1					2	15			0	0	2	15.2			
	法制課			1		1	1	2	5	17			0	0	5	17.2	5.1	0	
	法務管理課			1		1	1	1	4	15	1		1	2.4	5	17.2	0	0	
	人材育成室			1					1	7.6			0	0	1	7.6		0	
	人事研修課			1	1	1	1	4	8	24	4		4	9.6	12	34.0	15.2	6.3	6 プロジェクター、スクリーン
	給与制度課			1		1	2	3	7	22		1	1	2.4	8	24.4	15.2	9.3	
	福利厚生課				1	1	1	2	5	12	1	5	6	14.4	11	26.4	26.8	12.9	
	危機管理室								0	0	1		1	2.4	1	2.4	28	22.7	
財政基盤部	財政企画課			1		2	4	1	8	24			0	0	8	24.4	14	4.3	
	経営企画課			1		1	2	2	6	20		1	1	2.4	7	22.0	0	0	資料無し
	市民税課			1		1	5	11	18	48		1	1	2.4	19	50.8	47.2	36.4	
	資産税課			1		2	1	10	14	39	1	2	3	7.2	17	46.0	28	28.4	
	収納管理課				1	1	2	3	7	17		2	2	4.8	9	21.6	66.4	16.7	
	徴収対策課			1	1		3	7	12	34	3	3	6	14.4	18	48.4	24.3	29.3	
市民自治部	まちづくり推進課			1	1	3	4	3	12	34		4	4	9.6	16	43.6	24.3	5	
	市民相談課			1				1	2	10		2	2	4.8	4	14.8	32	2	
	市民課			1	3	3	6	14	27	70		17	17	40.8	44	110.8	28	81.3	
	同和・人権推進課			1		2		2	5	17	3	1	4	9.6	9	26.8	20.4	5	
	国際・平和課			1			1	1	3	12	1	1	2	4.8	5	17.2	12.8	4	
	生活環境課			1		4	3	2	10	29		3	3	7.2	13	36.4	28	10.6	
	環境保全課			1	1		3	4	9	27			0	0	9	26.8	28	1	
	公園課			1		3	3	2	9	27		2	2	4.8	11	31.6	11.5	3.3	
	みどり自然課			1		3		3	7	22	2	1	3	7.2	10	29.2	11.5	4	
健康福祉部	地域・高年福祉課			1		3	3	5	12	34	1	3	4	9.6	16	43.6	11.5	6.9	
	介護保険課			1	1	2	9	5	18	48	12	9	21	50.4	39	98.8	21.6	60.5	
	障害福祉課			1		4	6	5	16	44	1	8	9	21.6	25	65.2	14	27.7	
	法人監査課			1	1	1			4	15		1	1	2.4	5	17.2	6.4	0	
	支援管理課			1		1	5	1	8	24	2	3	5	12	13	36.4	58.8	14.5	
	生活支援課			1	1	3	4	26	35	89	13	6	19	45.6	54	134.8	0	0	
	自立相談課					2			2	4.8	7		7	16.8	9	21.6	30.7	5.6	
	国保年金課			1		4	10	11	26	68	2	14	16	38.4	42	106.0	12.7	87.8	
	後期医療福祉課					2	4	4	10	24		5	5	12	15	36.0	34.4	32	
	健康政策課			1		6	7	14	28	72		23	23	55.2	51	127.6	11.5	28	
	地域医療推進課			1	1		1	1	4	15			0	0	4	14.8	5.1	0	

配置人員数 (人)		正規職員								非常勤・臨時職員				合計 席数 (席)	必要 職員 席面積 (㎡)	テ- ブル 面積 (㎡)	必要 OA 端末 面積 (㎡)	その他 特殊 什器 (有無)	その他	
		部長級	次長級	課長級	副主幹	主査級	主任級	一般職	a 正規職員 合計 (席)	① a 正規職員 合計 (㎡)	嘱託	臨時	b 机席合計 (席)							② (㎡) スタンダード 面積
こども未来部	こども若者企画課			1	1			2	4	16		3	3	7.2	7	22.0	17.9	0		
	保育政策課						1	2	3	7.2			0	0	3	7.2	24.3	0		
	保育課			1		2	3	5	11	32		2	2	4.8	13	36.4	30.7	5.9		
	子育て支援課			1		3	1	7	12	34		4	4	9.6	16	43.6	32	33		
	こども家庭課			1		3	1	2	7	22	7	1	8	19.2	15	41.2	24.3	12.8		
都市活力部	商工労働課			1		1	2	3	7	22		3	3	7.2	10	29.2	10.2	10.6		
	農業政策課			1	1	1	1	1	5	17		2	2	4.8	7	22.0	14	3.6		
	農業政策課 公設市場								0	0		0	0	0	0.0	26.8	6			
	まちなかにぎわい課			1		2	2	1	6	20			0	0	6	19.6	20.4	6		
	文化振興課			1		1	1	2	5	17			0	0	5	17.2	6.4	1.3		
	都市計画課			1	1		2	4	8	24	2	1	3	7.2	11	31.6	29.4	3.6		
	建築指導課			1	1	3	3	6	14	39		4	4	9.6	18	48.4	35.8	11.8		
	営繕課			1		5	2	13	21	56		2	2	4.8	23	60.4	25.5	20.3		
	住宅政策課			1	3	1	4	9	27		2	2	4.8	11	31.6	24.3	10.9			
	都市交通部	都市安全企画課					2	7	5	14	34		2	2	4.8	16	38.4	5.1	2	
交通政策課				1	1	1	1	1	5	17		1	1	2.4	6	19.6	0	0		
道路建設課				1		3	3	2	9	27		2	2	4.8	11	31.6	19.1	2		
道路保全課				1	1	5	3	10	20	53		3	3	7.2	23	60.4	17.2	2.3		
土地調査課				1		4	4	9	27		1	1	2.4	10	29.2	12.8	2.3			
-	臨時福祉給付金等事業推進班				1	1	2	4	8		3	3	7.2	5	12.0	0	0		資料無し	
-	安全・安心施策推進班課		1			1	2		4	16			0	0	4	14.8	12.8	3.3		
議会事務局	会計室	1	1			1	2	2	7	27	2	1	3	7.2	10	34.4	15.2	4.6		
	庶務課			1		1		1	3	12		1	1	2.4	4	14.8	5.1	5		
	議事課			1	1	1	2		5	17		1	1	2.4	6	19.6	0	1.3		
	選挙管理委員会事務局課	1	1		2		2	6	25			0	0	6	24.8	53.6	14.2			
	監査委員事務局課	1	1		1	3		7	25			0	0	7	24.8	10.2	4			
教育委員会事務局	農業委員会事務局課			1		1		1	3	12			0	0	3	12.4	71.6	3.6		
	公平委員会事務局課								0	0			0	0	0	0.0	0	0		
	固定資産評価審査委員会課								0	0			0	0	0	0.0	0	0		
	教育総務課			1	2		3	6	20		2	2	4.8	8	24.4	24.3	7.3			
	職員課			1	3	1	1	6	20		1	1	2.4	7	22.0	6.4	6			
	施設課			1	4		2	7	22		1	1	2.4	8	24.4	19.2	3.3			
	教育企画課			1	2			3	12			0	0	3	12.4	0	0			
	学校指導課			1	1	7		3	12	34	6	6	14.4	18	48.4	19.2	2			
	学事課			1	3	4	2	10	29		2	2	4.8	12	34.0	25.6	10.5			
	保健体育課			1	1	2		2	6	20	1	1	2	4.8	8	24.4	6.4	3		
	社会教育課			1	2	1	3	7	22		4	1	5	12	12	34.0	17.9	6.3		
	スポーツ振興課			1		1	1	3	6	20		2	2	4.8	8	24.4	26.8	8.6		
人権教育室			1		1	1		3	12	1	1	2	4.8	5	17.2	12.8	6.3			
974																				
小計															2,894.8	1,545.4	895.8			
合計																				5,336.0

文書量調査結果（平成 29 年（2017 年）10 月）

現在の 場所		執務室				書庫・倉庫				課計
		常用・当年・ 前年度文書	前々年度 以前文書	図面	物品	常用・当年・ 前年度文書	前々年度 以前文書	図面	物品	
2F	秘書課	15.5	16.2	2.4	23.2	0	15.4	0	1.6	74.3
2F	政策室	76.3	21.9	14.4	19.6	0	59	0	14.8	206
6F	施設マネジメント課	18.3	0	0	2.8	0	5.7	0	0	26.8
2F	広報課	19.4	8.5	0	66.8	0	0	0.8	187.2	282.7
2F	都市ブランド観光戦略課	23.8	0	0	17.6	3.5	0	0	39.4	84.3
2F	空港政策課	30	6	2.4	24	0	67	21.6	18	169
2F	総務課	160.9	74.2	0	270.4	0	1949.6	2.4		2457.5
2F	管財課	43.1	28.3	0	19.6	1.9	17.2	0	10.8	120.9
2F	契約・検査課	31.2	49.2	2.4	7.6	11.2	19.2	0	0	120.8
7F	情報管理課	64.2	0	0	34.4	10.9	7.2	2.4	194.4	313.5
2F	法制課	1	8.6	0	56	1	24.7	0	41.6	132.9
2F	法務管理課	1.8	6.8	0	6.4	0	0	0	0.8	15.8
2F	人事研修課	42	18.8	0	0	14.7	29.3	0	54.4	159.2
2F	給与制度課	35	10.5	0	11	0	41.6	0	0	98.1
3F	福利厚生課	35	40	0	18.8	0	21.6	0	16	131.4
2F	財政企画課	51.8	0	0	20.4	0	20.8	0	3.6	96.6
2F	経営企画課	51.8	0	0	20.4	0	20.8	0	3.6	96.6
2F	市民税課	152	4.5	0	34	0	246	0	93.6	530.1
2F	資産税課	144.9	8	9.6	18.2	0	72.5	9.6	10.8	273.6
2F	収納管理課	31.9	5.2	0	12.8	0	109.2	0		159.1
2F	徴収対策課	76	7	0	30.8	0	43	0	80.8	237.6
1F	まちづくり推進課	134.4	0	0	7.2	10	41	0	138.8	331.4
2F	市民相談課	6	6	0	6	0	0	0	0	18
1F	市民課	127.8	1.2	0	223.6	61.2	77.1	0	109.6	600.5
3F	同和・人権推進課	21.6	21.5	0	17.6	32.7	33	0	7.3	133.7
3F	国際・平和課	17.6	0	0	30	0	18	0	18.8	84.4
3F	生活環境課	44.6	10	0	6	5	65	4.8	184	319.4
3F	環境保全課	95	14.8	4.8	8	0	32	0	120	274.6
3F	公園課	101.4	32.4	0	2	0	92	0	1.8	229.6
3F	みどり自然課	14.8	3.1	0.1	19.6	0	25.6	0	0	63.2
1F	地域・高年福祉課	89.8	0	0	30.8	0	108	7.2	51.2	287
1F	介護保険課	146	0	0	8.4	0	65	0	0.8	220.2
1F	障害福祉課	123.5	0	0	23.6	5.4	114.8	0	36	303.3
1F	法人監査課	15	5.2	0	5.2	0	0	0	0	25.4
1F	支援管理課	70.9	0	0	26	5.5	31.5	0	13.4	147.3
1F	生活支援課	261.1	0	0	57.2	5.5	31.5	0	13.4	368.7
1F	自立相談課	30	3.1	0	16	0	0	0	0	49.1
1F	国保年金課	310.5	0	0	67.2	161.9	131.1	0	170	840.7
1F	後期医療福祉課	94.5	34.2	0	24.4	11.5	134.2	0	48.6	347.4
1F	健康政策課		141	0	0	99.96	84	22.5	223.2	570.66
1F	地域医療推進課	29.7	0	0	6	0	0	0	30	65.7
4F	こども若者企画課	44.3	0	0	8	24	26.6	0	50	152.9
4F	保育政策課	10.9	5.1	0	4	0	8	0	0	28
4F	保育課	76	0	0	10.4	21.6	49.2	0	0	157.2
4F	子育て支援課	81.3	0	0	15.56	5.4	45.3	0	37	184.56
4F	こども家庭課	23.4	0	9.6	0	0	12	2.4	0	47.4
6F	商工労働課	76	1.8	0	22	0	107.5	0	19.2	226.5
6F	農業政策課	29.2	12.5	0	12	0	12.8	0	26.8	93.3
6F	農業政策課公設市場	3.2	2.5	0	2.4	0	0	0	0	8.1
6F	まちなかにぎわい課	25.5	11.9	0	11.4	3.5	0	0	27.76	80.06
6F	文化振興課	18.2	6.7	0	11.6	0	28.3	0	37.6	102.4
6F	都市計画課	52	50	0	26	0	180.4	9.6	28.3	346.3
6F	建築指導課	117.3	58.5	2.4	18.8	38	93.4	0	1.6	330
6F	営繕課	168.9	12	0	54.8	0	30.8	332.8	42.7	642
5F	住宅政策課	96.5	4.5	0.8	14	0	43.2	0	1.5	160.5
5F	都市安全企画課	45.8	0	0	35.2	2.1	34.3	0	38.8	156.2
5F	交通政策課	20.3	0	0	8	0	7	0	5.6	40.9
5F	道路建設課	109.3	0	4.8	23.6	10.8	150	40.8	17.6	356.9
5F	道路保全課	44.8	33.3	16.8	85.6	10	217.1	0	10.5	418.1
5F	土地調査課	49.3	0	16.8	4	220.1	12.7	24.1	230.2	557.2
5F	臨時福祉給付金等事業推進班	6.9	2	0	0.8	29.2	31.2	0	0	70.1
5F	安全・安心施策推進班	11.5	1	0	2	2	1	4.8	32.5	54.8

現在の 場所		執務室				書庫・倉庫				課計
		常用・当年・ 前年度文書	前々年度 以前文書	図面	物品	常用・当年・ 前年度文書	前々年度 以前文書	図面	物品	
1 F	会計室	50.1	0	0	0	49	189	0	0	288.1
2 F	議会議務局庶務課	16	0	0	7.2	0	4.5	0	4	31.7
2 F	議会議務局議事課	14	0	0	10	1	4.5	0	4	33.5
7F	監査事務局	13.9	0	0	5.2	0	3.6	0	2.4	25.1
7F	選挙管理委員会事務局	57.9	0	0	332	0	191.2	0	0	581.1
6 F	固定資産評価審査委員会室・公平・農業委員会室	20	2.4	0	11.2	14	17.2	0	6	70.8
4 F	教育委員会総務課	30.5	21	0	34.8	0	27.3	0	19.2	132.8
5 F	職員課	52.6	0	0	9.6	0	88.8	0	0	151
4 F	施設課	60	1.8	12	17.6	1.7	100.6	7.2	8.4	209.3
4 F	教育企画課	13	0	0	0.8	0	4.8	0	0.8	19.4
4 F	学校指導課	65.1	0	0	0	0	76.5	0	0	141.6
4 F	学事課	76.8	12	0	18.4	27.5	22.6	0	0	157.3
4 F	保健体育課	33.5	4.7	0	8	14.4	34	0	39.5	134.1
4 F	社会教育課	42	40	0	16	0	46	2.4	32	178.4
4 F	スポーツ振興課	43.9	0	0	19.2	0	0	0	30	93.1
3 F	人権教育室	25.2	0	0	8	0	11	0	10.9	55.1
		4565.2	869.9	99.3	2167.8	916.2	5766.0	495.4	2703.2	17582.9

書庫・倉庫必要面積：17,582.9fm／0.88fm×0.08m²=1,598.4m²

会議室面積調査結果（平成 29 年（2017 年）10 月）

【会議室について】

東広島市	フロア	規模 (㎡)
1F		10
		11.5
2F		56.6
		10.7
		10.5
		9.7
		10.1
		8.6
		12.5
3F		10.9
		32.1
		32.4
4F		32.1
		317.6
		38.3
		32.4
		86
5F		19.3
		27.4
		32.4
		35.4
6F		32.1
		32.4
		19.7
7F		32.1
		32.4
		20.2
		19.7
8F		32.1
		32.4
		1089.6

庁舎の㎡ 17500
職員数 848

つくば市	フロア	規模 (㎡)
1F		38.4
		38.4
2F		38.4
		38.4
		19
		19
		388.9
		268.2
		132.9
3F		38.4
		38.4
		38.4
		17.6
		15.6
4F		41.2
		40
		41.2
		40
5F		18.8
		11.1
		28.3
		41
6F		40
		7.1
		7.2
		16.2
7F		41
		41.9
8F		0
		0
		1583.4

庁舎の㎡ 21000
職員数 880

日立市	フロア	規模 (㎡)
1F		12.7
		12.7
2F		9.9
		11.7
		11.1
		8.2
		8.9
		9.2
		9
3F		55
		63.5
		64.3
		30.9
		166.3
4F		46.4
		44.3
		44.9
		8.9
5F		8.9
		19.1
		50.9
		51.1
6F		210.4
		43.8
		59.1
7F		102.8
		53
8F		44.4
		0
		1270.3

庁舎の㎡ 25000
職員数 850

会議室規模	会議室種類	収容人数 (参考)	東広島市	つくば市	日立市
～15㎡以下	相談室	4～8人	9	3	12
16㎡～40㎡以下	小会議室	8～20人	18	18	2
41㎡～60㎡以下	小会議室	20～30人	1	5	10
61㎡～80㎡以下	中会議室	30～40人	0	0	2
81㎡～100㎡以下	中会議室	40～50人	1	0	0
101㎡～200㎡以下	大会議室	50～100人		1	2
201㎡以上	大会議室	100人以上	1	2	1

考察

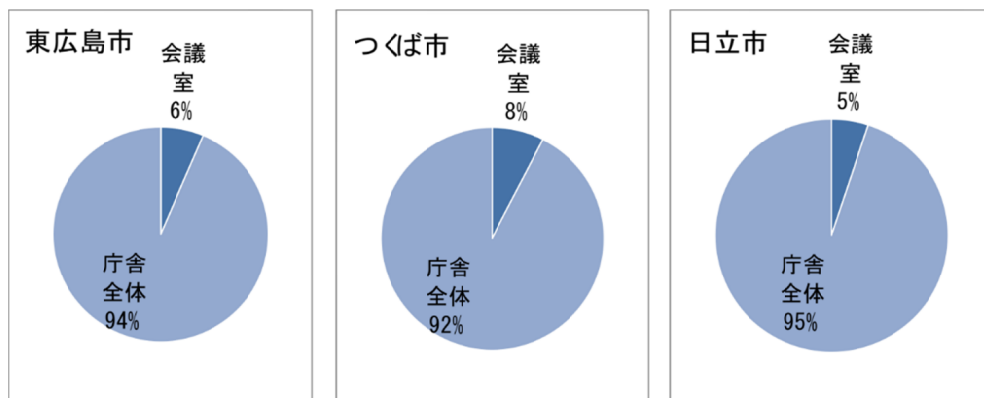
- ・ 60 ㎡以下の会議室が多い
- ・ 101 ㎡以上の会議室は必要
- ・ 中会議室が少ない
- ・ 大会議室が可動式間仕切りで中会議室として使用を想定している

	東広島市	つくば市	日立市	平均
会議室	1089.6	1583.4	1270.3	1314.4
庁舎全体	15910.4	19416.6	23729.7	19685.6
職員一人当たり	1.3	1.8	1.5	1.5

考察

- ・ 会議室面積は職員一人当たり 1.5 ㎡が平均となります
- ・ 職員数 974 人で換算すると、約 1,460 ㎡となります

【参考：庁舎面積における会議室の割合】



パブリックコメント結果

パブリックコメント結果

- 1 案件名 伊丹市新庁舎整備基本計画（案）
- 2 募集期間 平成 30 年 1 月 15 日（月）～平成 30 年 2 月 13 日（火）
（2018 年） （2018 年）
- 3 資料閲覧場所 市役所 5 階安全・安心施策推進班、1 階まちづくり推進課、各支所・分室、消費生活センター、東館 1 階行政資料コーナー、人権啓発センター、市民まちづくりプラザ、図書館本館（ことば蔵）、市ホームページ
- 4 意見提出方法 所定の意見記入用紙（別紙）等に住所（市外在住の人は住所のほか勤務又は通学先の住所・名称）、氏名（団体の場合は氏名のほか団体名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）、意見を記入のうえ、安全・安心施策推進班へ直接または郵送、ファックス、電子メールで提出。
- 5 提出件数 57 件（21 人）

郵送	ファックス	電子申請	持参	計
0 件	1 件(1 人)	43 件(16 人)	13 件(4 人)	57 件(21 人)

- 6 提出されたご意見及び市の考え方 （略）

伊丹市新庁舎整備基本計画
平成 30 年（2018 年）
伊丹市 安全・安心施策推進班